

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和4年3月3日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第6	議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号)
日程第7	議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について
日程第10	議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第12	議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第13	議案第9号 損害賠償の額を定めることについて
日程第14	議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号)
日程第15	議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第17	議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第19	議案第15号 市道路線の認定について
日程第20	議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について
日程第21	議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算
日程第22	議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第23	議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第24	議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第26	議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算

日程第27 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 4 年第 1 回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第 1 号から議案第 23 号までの議案 23 件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、増田浩二議員及び梅田哲也議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 23 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 23 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 23 件と報告 1 件であります。

次に、令和 3 年第 4 回定例会から令和 4 年第 1 回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和 3 年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和4年1月26日水曜、大阪市で開催予定でありました近畿市議会議長会第3回理事会については、書面での開催となり、議長が書面決議書を提出いたしました。

主な内容は、報告事項として、令和3年10月11日から令和4年1月23日までの会務報告、議案審議として、会長提出議案の令和4年度近畿市議会議長会会計予算（案）の審議、協議事項として、令和4年度近畿市議会議長会及び全国市議会議長会近畿部会役員割当てについて、第87回近畿市議会議長会定期総会日程（案）について、今後の本会会議等開催予定についてでありました。

書面による審議の結果、会長提出議案の予算（案）について、原案のとおり承認されました。

次に、令和4年2月2日水曜、東京都で開催予定でありました第226回理事会、第112回評議員会合同会議については、書面での開催となり、議長が書面表決書を提出いたしました。

主な内容は、報告事項として、令和3年11月10日以降の一般事務報告及び各委員会事務報告、協議事項として、令和4年度本会各会計予算（案）について、令和4年度「海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する特別委員会」設置要綱（案）について、役員の補欠選任の取扱い（案）についてでありました。

書面による協議の結果、全ての協議事項について、可決されました。

次に、令和4年2月3日木曜、東京都で開催予定でありました市議会議員共済会第123回代議員会については、書面での開催となり、議長が回答票を提出いたしました。

主な内容は、報告事項として、令和3年5月20日から令和4年2月3日までの事務報告と令和3年度上半期経理状況及び監査結果についての報告、協議事項として、令和4年度事業計画及び予算（案）の決定、第123回代議員会協議事項の専決処分についてでありました。

書面による協議の結果、事業計画及び予算（案）について、原案のとおり決定、専決処分について承認されました。

次に、令和4年2月7日月曜、本市で開催予定でありました和歌山県市議会議長会第2回総会については、ウェブでの開催となり、議長と副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、新任正副議長紹介、会長挨拶に引き続き、和歌山市議会議長の進行で議事が進められました。

報告事項として、令和3年5月21日から令和4年2月6日までの会務報告、議案

審議として、第87回近畿市議会議長会定期総会の支部提出議案についての審議、引き続き協議事項では、令和4年度議長会関係役員市の内定についての協議を行い、岩出市は市議会議員共済会理事に内定しました。

続いて、令和4年度第1回和歌山県市議会議長会総会の開催市と期日について協議を行い、御坊市で令和4年5月20日に開催することを決定しました。

最後に、次期総会開催市の御坊市議会議長から挨拶があり、令和3年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

次に、令和4年2月10日木曜、東京都で開催予定でありました全国高速自動車道市議会協議会第48回定期総会については、書面での開催となりました。

主な内容は、報告事項として、令和2年2月12日から令和4年2月9日までの事務報告、協議事項として、令和2年度会計決算、令和4年度活動方針（案）、令和4年度会議・要望活動日程（案）、令和4年度予算（案）、役員改選、会長代理の選出及び相談役の委嘱、高速道路建設・整備促進等に関する決議（案）について、書面により協議し、議長が回答いたしました。

書面による協議の結果、全ての協議事項について、可決されました。

以上でございます。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○福山議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 おはようございます。失礼いたします。

桃の節句を迎え、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

また、本日は、皆様方にご出席をいただき、令和4年第1回岩出市議会定例会を開会できますこと、深くお礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてご報告をします。

感染力が非常に強いオミクロン株は、いまだ全国的に猛威を振るっており、和歌山県においても3月6日までまん延防止等重点措置の適用が延長されております。本市では、全職員に対し、マスクの着用や手洗い、手指消毒など、基本的な対策と、集団による会食の禁止や不要不急の外出を控えるよう徹底しております。市民の皆様にも感染予防対策へのご協力を引き続き呼びかけてまいります。

続いて、ワクチン接種の状況についてです。

本市では追加接種（3回目）として、昨年12月から個別接種を実施しています。

オミクロン株による感染拡大を一刻も早く抑え込むため、モデルナワクチンによる集団接種を実施し、保育所や幼稚園、小中学校等で働く、いわゆるエッセンシャルワーカーを対象とした集団接種を2月18日から実施しております。2月27日時点において、2回接種終了者に対する3回目接種者の割合は24.2%となっています。

本市としましては、多くの対象者が早期に追加接種を受けていただけるよう、体制を整えてまいります。さらに、本市独自の対策としまして、市内の保育所や幼稚園、小中学校などで陽性者が出た場合、希望する園児、児童生徒及び職員に対し、2月から無料でPCR検査を実施しております。

それでは、本定例会に上程しております令和4年度一般会計当初予算案をはじめとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要をご説明申し上げます。

現在、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響に翻弄され、先行き不透明な状況で推移しています。段階的な経済活動の再開とともに、持ち直しの動きも見られますが、いまだ本格的な回復には至っておらず、依然として予断を許さない状況が継続しています。

和歌山県内経済についても、同様に厳しい状況であり、引き続き新型コロナウイルス感染拡大による影響に留意しつつ、動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、令和4年度当初予算編成については、健全財政の堅持を財政運営の軸として取り組んでまいりました。

歳入においては、公平・平等な課税と徴収率の向上による市税の確保をはじめ、国・県補助金の活用など、また、歳出においては、これまで取り組んできた国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に引き続き重点を置いた予算を計上しております。

令和4年度の一般会計当初予算案は175億2,300万円で、国土強靱化対策事業費及び社会保障関係費の増加などにより、対前年度比3.2%の増となりました。また、特別会計などを含めた総予算額は331億9,622万1,000円、対前年度比2.3%増であります。

なお、現在、国において、令和4年度予算案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が不透明な部分もあったことから、必要に応

じて補正予算での対応も必要になると考えております。

それでは、主な施策の概要についてご説明申し上げます。

まず、男女共同参画の推進についてです。令和4年度を初年度とした第5次岩出市男女共同参画プランを策定し、基本理念である、性別にかかわらず活躍できるまち岩出の実現に向け、取り組んでまいります。

続いて、消費者行政についてであります。

本年4月に施行される改正民法により成年年齢が18歳に引き下げられることから、若者の消費者被害の防止に努めるとともに、国、県、その他関係機関と連携を図りながら相談体制の一層の充実に努めるなど、今後も市民の安全・安心な消費者行政の維持に取り組んでまいります。

続いて、防災対策についてであります。

災害発生時に迅速な防災活動を行う初動体制の確立と住民の自助・共助の意識高揚を図るため、10月23日、防災機能を備えた交通公園を拠点に地域防災訓練の実施を計画しております。多くの市民の皆様にご参加いただけるよう、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じるとともに、訓練内容について工夫を凝らし、実施してまいります。

続いて、マイナンバーカードの普及と利活用の推進についてです。

デジタル社会の基盤となる国のマイナンバーカード交付普及策マイナポイント第2弾を円滑に実施するため、仮設庁舎を設け、カードの交付、相談等に対応できる体制を整え、さらなるカードの申請促進、普及拡大に取り組んでまいります。

続いて、人権施策についてです。

全ての人の人権が尊重される明るい社会を実現するため、岩出市人権施策基本方針に基づき、人権教育、啓発活動を効果的に推進してまいります。

続いて、生活保護についてです。

新型コロナウイルス感染症による経済的影響が長期化する中、各支援策の活用を図りながら、生活困窮者への自立支援に取り組むとともに、きめ細やかなケースワーク活動により適切な援助を行ってまいります。

続いて、障害者及び高齢者福祉についてです。

障害者、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種施策を進めてまいります。また、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、令和4年度は、計画策定の基礎資料とするため、高齢者に対するアンケート調査を実施いたします。

続いて、子育て支援施策についてであります。

子育て世代包括支援センターを中心として、母子手帳交付から妊婦及び新生児訪問、相談事業等、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援に取り組み、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進してまいります。

続いて、ごみの減量化についてであります。

ごみの出し方・分け方の徹底を図るため、小学校への環境出前講座など、各種啓発を継続的に行ってまいります。

続いて、国民健康保険についてであります。

依然として国保を取り巻く厳しい状況が続いており、令和4年度国保事業費納付金の増加に対応するため、国保事業運営基金を活用しながら、国保税率の見直しを行うこととなりました。本定例会に係る議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

続いて、道路整備についてであります。

生活道路環状化事業として、災害時の安全・安心と、緊急時の緊急車両通行の確保、また、日常生活における利便性向上のため、市道金屋荊本線新設道路整備事業を進めています。令和4年度は、工事が完了する金屋地区の一部の区間において、先行して供用を開始するとともに、新たに畑毛地区の支線整備に着手してまいります。

続いて、浸水対策についてです。

今後も、農林水産省の国営総合農地防災事業、国土交通省の紀の川の堆積土砂除去や樹木伐採、また、県河川の住吉川・根来川の改修など、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的かつ効果的に実施してまいります。

続いて、都市計画マスタープラン策定事業についてであります。

第3次岩出市長期総合計画との整合性を図り、経済・社会情勢の変化に対応するため、現在進めている都市計画マスタープランの改定を完了いたします。

続いて、根来寺周辺観光促進事業についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大により一昨年以来大きな打撃を受け、依然として先行き不透明な状況が続いています。このような中、道の駅ねごろ歴史の丘、道の駅根来さくらの里、旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館など観光関連施設では感染症対策に万全を期し、来訪者の受入体制を維持してまいります。

続いて、下水道事業についてであります。

トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画

的に下水道整備を進めており、令和3年度末の下水道普及率は51.9%となる見込みであります。令和4年度は、市内57ヘクタールの整備を行ってまいります。また、下水道事業の安定的な運営のため、供用開始区域内の皆様にも早期に接続いただくよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

続いて、水道事業についてであります。

水道施設の機能を維持向上させるとともに、災害時の対応強化を図るため、令和4年度は、耐震化と課題解消に向けた送水管更新事業の基本設計を進め、併せて新岩出橋経由の管路網を充実させてまいります。

また、昨今の節水意識の浸透や節水機器の普及などにより、今後も給水収益の減少が予測される中、老朽化施設の更新に多額の投資が必要であり、中長期的な更新計画に基づき、投資の平準化を図るとともに、給水コストの削減と有収率の向上などの諸施策を講じ、健全経営に努めてまいります。

続いて、学校教育分野についてです。

年初からのオミクロン株の感染拡大を受けて、児童生徒の安心・安全の確保のため、本年1月17日から1月24日までの間、小学校を臨時休業としました。再開後も、岩出保健所と連携しながら、感染拡大防止に取り組んでいます。

教職員のワクチン接種をできるだけ早期に実施するとともに、5歳から11歳までのワクチンの接種について、国の方針に従い、啓発に努めてまいります。

さらに、学校施設への防犯カメラの設置や通学路等の見守り活動の強化により安全確保の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の学力向上のため、教職員のスキルアップと、児童生徒一人に1台整備したパソコンをより有効に活用できるよう努めてまいります。

さらに、岩出市子ども読書活動推進計画に基づき、児童生徒が読書に親しむための取り組みを進めてまいります。

続いて、生涯学習分野についてです。

令和4年度においては、人と人との交流や地域間交流を促進するため、ふるさと意識の向上を重点施策として取り組むとともに、コロナ禍によって加速されたICT化の充実を努めるなど、アフターコロナを見据えた教育行政の充実に取り組んでまいります。

また、平成29年3月、岩出市議会からの意見書を受け、平成29年度から、紀の川左岸河川敷において、高齢者が身近な場所で気軽に健康状況に応じた運動・スポーツを行うための高齢者用スポーツ施設整備事業を進めております。

和歌山県による旧岩出橋撤去工事のため事業を中断していましたが、撤去工事の完了に伴い、令和4年度から事業を再開いたします。事業概要といたしましては、全体面積1万5,000平方メートルに、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボールを楽しめる施設及び利用者用の駐車場の整備を計画しております。

結びに、コロナとの闘いは、まだ出口が見えない状況にあります。ご自身と大切な方々の命を守るため、議員並びに市民の皆様におかれましては、引き続き感染症対策の徹底と、これらの施策に対し、より一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます、私の施政方針といたします。

○福山議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）～

日程第27 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件から日程第27 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案23件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件2件、条例案件6件、損害賠償の額を定める案件1件、令和3年度補正予算案件5件、市道路線の認定案件1件、指定管理者の指定案件1件、令和4年度当初予算案件7件の計23件であります。

まず、専決処分の承認を求める案件2件について、ご説明を申し上げます。

議案第1号 令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号についてであります。既決の予算の総額に8億7,952万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を192億3,540万3,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策関連事業に係る事業財源について、歳出では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費について補正するものであります。

議案第2号 令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号についてであります、既決の予算の総額に6億2,120万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を198億5,661万2,000円とするほか、債務負担行為及び繰越明許費について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策関連事業に係る事業財源について、歳出では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費について補正するものであります。

続いて、条例案件6件について、ご説明をいたします。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和措置等を講ずるため、所要の改正をするものであります。

議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります、和歌山県への国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な費用を確保するとともに、未就学児の国民健康保険税の均等割額に5割軽減の措置を講ずるため、国民健康保険税の税率等について改正するものであります。

議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正についてであります、岩出市民プールの管理業務について指定管理者制度を導入することに伴い、岩出市民プール設置及び管理条例の規定内容を見直すものであります。

議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第7号岩出市公営住宅管理条例の一部改正についてであります、施設等の用途廃止に伴い所要の改正をするものであります。

議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、損害賠償の額を定める案件について、ご説明をいたします。

議案第9号 損害賠償の額を定めることについてであります、平成31年2月5日、市道中黒バイパス線で発生した事故の損害賠償の額を定めるものであります。

続いて、令和3年度補正予算案件5件について、説明をいたします。

議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）についてであります、既決の予算の総額に2億9,134万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を201億4,795万8,000円とするほか、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択などによる国県支出金の事業財源のほか、諸収入、市債などについて、歳出では、退職手当特別負担金のほか、番号制度に伴うシステム改修委託料、前年度の精算に伴う返還金、敬老祝金、ひとり親家庭等医療扶助費、子ども医療扶助費、重度心身障害児者医療扶助費、保健福祉センター運営費における工事請負費、保育士等処遇改善臨時特例事業費、児童福祉施設費における工事請負費、保育所等整備交付金、予防費におけるシステム改修委託料、浄化槽設置整備事業補助金、養育医療扶助費、農地等防災事業費における測量設計委託料、道路新設改良費における事業費、急傾斜地崩壊対策負担金、下水道事業会計出資金及び繰出金、消防団員福祉共済入院見舞金等及び退職報償金、水道事業会計繰出金、学校管理費における監理業務委託料及び工事請負費、教材用備品購入費などについて補正するものであります。

議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に2億1,309万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を58億593万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者の保険税減免措置に伴う国民健康保険税のほか、国民健康保険災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）、一般被保険者療養給付費等の増加に伴う保険給付費等交付金（普通交付金）、保険給付費等交付金（特別交付金・新型コロナウイルス感染症対応分）、過年度交付金（国・県）の返還金の発生に伴う国民健康保険事業運営基金繰入金について、歳出では、一般被保険者療養給付費等の増加に伴う補正のほか、過年度交付金（国・県）の精算に伴う返還金について補正するものであります。

議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に1,662万円を追加し、補正後の予算の総額を35億8,703万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、保険者機能強化推進交付金のほか、介護保険保険者努力支援交付金について、歳出では、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。既決の収益的収入の予定額から64万円を減額し、補正後の予定額を10億8,424万5,000円とし、既決の資本的収入の予定額に1,272万9,000円を追加し、補正後の予定額を2億4,691万円とするものであります。

主な内容は、収益的収入及び資本的収入において、一般会計負担金について補正するものであります。

議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。既決の収益的収入の予定額から1,700万円を減額し、補正後の予定額を10億1,963万4,000円とし、既決の収益的支出の予定額から2,080万円を減額し、補正後の予定額を9億1,893万8,000円とし、既決の資本的収入の予定額から1億911万1,000円を減額し、補正後の予定額を20億5,482万9,000円とし、既決の資本的支出の予定額から9,260万円を減額し、補正後の予定額を24億7,818万6,000円とするほか、企業債について補正するものであります。

主な内容は、収益的収入では、一般会計繰入金及び長期前受金戻入について、収益的支出では、減価償却費及び企業債利息について、資本的収入では、下水道事業債及び一般会計出資金について、資本的支出では、委託料のほか、工事請負費、流域下水道建設負担金、元金償還金について補正するものであります。

続いて、市道路線の認定案件について、ご説明いたします。

議案第15号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路10路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、指定管理者の指定案件について、ご説明をいたします。

議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定についてであります。岩出市民プールにおける住民サービスの向上と効率的な施設管理を目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、令和4年度当初予算案件7件について、ご説明をいたします。

議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を175億2,300万円とし、前年度当初予算対比で、率にして3.2%の増、金額にして5億5,150万円の増額とするものであります。

議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を57億8,597万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして4.7%増、金額にして2億6,136万9,000円の増額とするものであります。

議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を36億2,090万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして3.0%の増、金額にして1億547万1,000円の増額とするものであります。

議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります  
が、当初予算額を10億4,342万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
7.9%の増、金額にして7,663万2,000円の増額とするものであります。

議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります  
が、当初予算額を4,087万円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.7%の増、金額に  
して67万1,000円の増額とするものであります。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算についてであります  
が、当初予算の収益的収入額を10億7,555万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
0.9%の減、金額にして933万3,000円の減額とするものであります。

また、収益的支出額を9億749万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
0.6%の減、金額にして555万1,000円の減額とするものであります。一方、資本的  
収入額は1億9,244万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして17.8%の減、  
金額にして4,173万8,000円の減額とするものであります。また、資本的支出額は9  
億7,754万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして3.6%の減、金額にして  
3,638万4,000円の減額とするものであります。

議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算についてであります  
が、当初予算の収益的収入額を10億7,744万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
3.9%の増、金額にして4,080万8,000円の増額とするものであります。

また、収益的支出額を9億9,302万1,000円とし、前年度当初予算対比で、率にし  
て4.6%の増、金額にして4,372万3,000円の増額とするものであります。一方、資  
本的収入額は18億9,172万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして12.9%の  
減、金額にして2億8,054万2,000円の減額とするものであります。また、資本的支  
出額は23億397万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして10.3%の減、金  
額にして2億6,557万7,000円の減額とするものであります。

以上をもちまして、提出をいたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月9日水曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月9日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時22分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和4年3月9日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号) |
| 日程第2 | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号) |
| 日程第3 | 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について |
| 日程第6 | 議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第9号 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第10 | 議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第11 | 議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第13 | 議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 | 議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第15号 市道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第18 | 議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算 |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第1号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第23号までの議案22件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第17号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）～

日程第16 議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について

○福山議長 日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件から日程第16 議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定の件までの議案16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、井神慶久議員、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

井神慶久議員、議案第1号の質疑をお願いいたします。

○井神議員 おはようございます。ネット岩出、井神です。通告に従いまして、順次質疑をさせていただきます。

議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正についてであります。

施設の完成から3年が経過した今の段階で、指定管理者制度を導入する理由は。

また、指定管理者制度の導入する効果は。

民間の運営となると、利益が優先されると思いますが、利益が出ない場合、利用者に影響しないのか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 おはようございます。井神議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、岩出市民プールは平成30年12月に完成し、平成31年2月からトレーニングルーム、同年7月から屋外プールをそれぞれオープンしております。運営につきましては、市民の体力増進及びスポーツの振興を目的として、市の直営で運営しておりますが、オープン以来、新型コロナウイルス感染症の影響により入場制限を設ける等の措置を取りながら運営してまいりました。

この間、よりよい運営方法について検討を続けてまいりましたが、民間の知恵、アイデアやノウハウを最大限に活用して、効果的・効率的な施設管理を行うことにより、住民サービスの向上と行政コストの削減が図られるとの結論に至り、このたび指定管理者制度を導入するに至りました。

2点目、指定管理者制度を導入することによる効果といたしましては、サービスの向上、施設の効用を最大限に発揮、経費縮減等についての効果を見込んで、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、募集したところでございます。

3点目、利用料金につきましては、条例の範囲内だと設定してございますので、条例に定めた利用料金を上回ることはございません。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

1つ目、2款1項7目情報推進費における番号制度に伴うシステム改修委託料について、ワンストップサービスに伴う改修とのことではありますが、ワンストップサービスの内容は。

3款2項2目児童教育保育費における会計年度任用職員報酬と保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、処遇改善の内容は。

3点目、3款民生費と4款衛生費における医療扶助費について、増額となった要因は。

4点目、5款1項6目農地等防災事業費における測量設計委託料について、防災事業の内容と今後の計画は。

5点目、7款2項2目道路新設改良費における測量設計委託料について、事業の箇所は。また工事請負費に関して、工事の施工箇所と内容は。

6点目、7款3項1目河川管理費における急傾斜地崩壊対策負担金について、事業の施工箇所と内容は。また、負担金の算定根拠、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件は。

8款1項1目非常備消防費における消防団員退職報償金について、退職した団員の人数は。また、退職した団員の補充はできているのか。

8点目、9款2項小学校費の1目学校管理費における管理業務委託料と工事請負費について。トイレ改修事業の内容は。

9点目、9款2項小学校費及び3項中学校費の2目教育振興費における教材用備品購入費について、教育情報化推進事業の内容は。

10点目、繰越明許費補正における指定文化財修理補助金について、繰越ししなければならない理由は。また、その内容は。

よろしくお願いいたします。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 井神議員ご質疑の1点目、ワンストップサービスの内容についてですが、マイナンバーカードを所有している方が転出・転入される場合、ご自身のスマートフォンなどからマイナポータルを利用して、オンラインで転出届と転入予約を行うことができるもので、転出・転入手続に係る所要時間が短縮されます。今回の補正につきましては、このワンストップ化に係る住民基本台帳システムの改修委託料です。

続いて7点目、退職報償金に係る退団者数及び団員の補充についてお答えいたします。

令和3年12月末の退団者は17名、入団者は12名、現在の団員数は327名となっております。また、消防団員の定数については341名です。直近5年間の団員数につきましては、平成29年334名、平成30年333名、令和元年332名、令和2年も332名、令和3年が327名となっております。近年は団員数がやや減少傾向にあることから、定員割れが続いておりますが、今後も引き続き消防団と協力し、団員確保に努めてまいります。

○福山議長 保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 井神議員ご質疑の2番目、会計年度任用職員報酬と保育士等

処遇改善臨時特例事業費補助金の処遇改善の内容についてですが、今回の保育士等の処遇改善は、国がコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、令和3年11月19日に閣議決定した、看護、介護、保育、幼児教育等で働く方々の収入の引上げを目的に実施する措置に基づくものです。

1点目、会計年度任用職員報酬につきましては、令和4年2月分報酬から会計年度任用職員給与表で規定している会計年度任用職員保育士の現在の報酬を4号級昇給します。昇給額は、会計年度任用職員保育士56名分で、1か月当たり27万5,363円の増額となります。

次に、処遇改善臨時特例事業費補助金については、保育士等の処遇改善を実施する私立保育所、私立認定こども園等に、国の基準に基づく補助金を交付するものです。

○福山議長 子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 ご質疑の3点目、3款民生費と4款衛生費における医療扶助費について増額となった要因はの3款5目のひとり親家庭等医療扶助費、6目の子ども医療扶助費、4款6目の養育医療扶助費の増額となった要因について、お答えいたします。

ひとり親家庭等医療扶助費、子ども医療扶助費につきましては、当初予算で見込んでいたより1件当たりの医療扶助費は減となっているものの、支払い件数が増加していることによるものです。

令和3年度当初予算は、平成30年度、令和元年度、令和2年度上半期実績を参考にして算定していますが、令和2年度上半期実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より医療費実績額が低く、結果として、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味した予算で算定しておりました。本年度に入り、当初予算で見込んでいたより支払い件数が増加しており、その要因として新型コロナウイルスによる受診控えが徐々に解消されたことによるものと考えております。

次に、養育医療扶助費の増額についてですが、入院治療が必要な未熟児の医療に係る給付を行うもので、未熟児の状態や入院期間により1人当たりの医療費額に大きく差が生じます。今回の増額となった要因は、入院期間が長引いている乳児がいることから、医療費の増額が見込まれるためです。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 井神議員のご質疑の3点目、医療扶助費の増額の要因のうち、

3款1項7目重度心身障害児者医療扶助費の増額の要因につきましては、対象者数、支払い件数の増加が主な要因となっています。

また、支払い件数増加の理由につきましては、重度心身障害児者医療のうち、比較的手帳の等級が低い方が対象の市単独事業分の件数が大きく増加しているのに対し、市単独事業分の1人当たりの医療費は減少していることから、1件当たりの医療費の低い受診が増加していると考えられるため、支払い件数増加の理由は、新型コロナウイルスによる受診控えが徐々に解消されたことによるものと考えています。

○福山議長 土木課長。

○金川土木課長 井神議員ご質疑の4点目、5款1項6目農地等防災事業費の防災事業の内容についてですが、根来地区にある桃坂新池について、堤体、余水吐、オーバーフローさせる施設です、及び緊急放流施設等の改修を行う事業で、ため池の改修工事を国庫補助事業で実施するのに必要な事業計画書を作成する業務委託です。

また、ため池の整備事業を計画的に取り組むために、防災重点農業用ため池4池、根来地区の新池、大門池、東坂本地区の上皿池、桜台地区の鮎谷上池の劣化状況、豪雨耐性を評価する事業の業務委託です。なお、どちらの事業も事業費100%の国費を利用し、実施いたします。

また、防災事業の今後の計画についてですが、桃坂新池は令和4年度に事業計画書を作成し、令和5年度に県の整備検討委員会において事業採択を検討していただきます。その後、令和6年度に詳細設計に取り組み、令和7年度から防災工事を行う計画としております。防災重点農業用ため池の劣化状況・豪雨耐性評価事業の今後の計画につきましては、調査結果を基に、国、県と調整し、改修計画等の検討を行ってまいります。

次に、5点目の7款2項2目道路新設改良費における測量設計委託料の事業箇所についてですが、市道東山下中島線の吉田地区で紀の川病院南東交差点から県道小豆島岩出線との交差点までの全体225メートルのうち、令和3年度で実施した交差点部分を除く190メートルの歩道設置事業です。

また、工事請負費の施工箇所と内容についてですが、市の重点事業である市道金屋荊本線新設改良事業の県道小豆島岩出線から市道根来畑毛線まで約280メートルの舗装工事、安全対策工事等及び舗装長寿命化修繕事業の市道相谷中島線の中島地区、市道野上野清水線の中迫地区、市道根来安上線の根来地区の舗装修繕に伴う工事費です。

次に、6点目の7款3項1目急傾斜地崩壊対策事業の施工箇所と内容についてで

すが、山地区の経塚団地北側の斜面・急傾斜地で、主な対策工法としては、擁壁工、法面工、排水工などです。

なお、今回の補正は、県事業で実施していただく測量調査設計に係る業務委託費の負担分です。また、負担金の算定根拠についてですが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、事業費の10%です。

次に、採択要件についてですが、急傾斜地が自然斜面で、高さ10メートル以上、角度30度以上、保全対象人家戸数が10戸以上、土砂災害警戒区域に指定されているなどがあります。また、新たに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要です。

なお、本事業箇所の斜面高さは14メートル、角度45度、保全対象は10戸で、関係者全員の同意書も県に提出済みです。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 井神議員ご質疑の8点目、9款2項小学校費の1目学校管理費における管理業務委託料と工事請負費について、トイレ改修事業の内容はについて、お答えいたします。

小学校費の委託料、工事請負費については、根来小学校新運動場屋外トイレ改修事業及び上岩出小学校トイレ改修事業に係る費用であります。

事業別にお答えいたしますと、根来小学校新運動場屋外トイレ改修事業の管理業務委託料105万7,000円、工事請負費2,978万8,000円、上岩出小学校トイレ改修事業の管理業務委託料102万円、工事請負費4,947万円となります。この事業については、令和4年度当初予算に計上する予定としておりましたが、通常より有利な国の令和3年度補正予算の学校施設環境改善交付金事業を活用することとし、繰越事業としたものであります。

続いて、9点目の9款2項小学校費及び3項中学校費、2目教育振興費における教材用備品購入費について、教育情報化推進事業の内容はについてお答えいたします。

小学校費、中学校費の備品購入費については、家庭におけるICT学習のための環境整備として、Wi-Fi環境のない家庭への貸出し用モバイルルーターの購入、情報を発信する側の学校における大型モニターの追加整備、ビデオカメラやスピーカーの購入等、ICT学習に必要な機器の整備と通級指導教室の教材充実のための端末、iPadの購入を計画しております。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 井神議員の10点目、指定文化財修理補助金についての繰越し理由でございませぬ。重要文化財建造物増田家住宅の表門保存修理のための補助金で、当初計画では、令和3年度事業で約108万2,000円を計上しておりましたが、文化庁、県教育委員会及び所有者との協議により、事業期間が令和3年11月1日から令和4年10月31日となり、事業の完了が令和4年度となることから、令和3年度支出分の残額を令和4年度に繰り越すものでございませぬ。

表門保存修理について、具体的には、仮囲い、ナマコ壁のしっくい復旧工事、耐震診断等でございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

井神慶久議員。

○井神議員 1点だけ、すいませぬ。重度心身障害児者医療扶助費の増額の要因のこととございませぬが、そこで対象者数と支払い件数が増加しているとのこととございませぬが、どれくらい増加したのでしょうか。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 井神議員の再質疑にお答えいたします。

重度心身障害児者医療の対象者数の見込みは1,348人で、当初予算時と比較して4.7%の増、支払い件数の見込みは3万6,369件で、当初予算時と比較して11.0%の増となります。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第16号の質疑をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について、応募者数と候補者選定の方法はどのようになさったのでしょうか。また、候補者選定では、どのような視点を重視したのでしょうか。その2点よろしくお願ひいたします。

○福山議長 答弁願ひます。

教育長。

○湯川教育長 井神議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目でございます。参加業者につきましては2社の参加がございました。入札の方法についてでございますが、指定管理者選定委員会において、採点方式にて選定してございます。

2点目、重視した点につきましては、サービスの向上、施設全般の運営管理、組

織、職員の配置等の実施体制と提案事業としての自主事業について重視してごさいます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、井神慶久議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第6号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

まず初めに、議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正についてであります。岡田・曾屋・溝川地区共同作業所を用途廃止とした理由について、お伺いしたいと思います。

次に、この施設はどのような建物で、またどのような作業を今まで行ってきたのか、お聞かせください。

そして、今後の活用方法についてもお聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 玉田議員のご質疑、1点目、2点目について、併せて回答いたします。

岡田・曾屋・溝川地区共同作業所は、岩出市水栖に、昭和59年、農林業同和対策事業により建築した鉄骨スレートぶき平家建て、建築面積240平米の共同作業所で、地域の関係者で構成された管理組合により、共同で毛布の加工作業場として使用されてきました。

今回、用途廃止となった理由については、当該施設の管理組合から、平成31年3月31日付で使用中止の申出があり、その後、数年間使用再開の意向がなく、今後の利用が見込めないことから、用途を廃止するものです。

続いて3点目、今後の活用方法については、今回、共同作業所としての用途を廃止した後は、普通財産となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 続いて、議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、質疑を行いたいと思います。

高塚南団地を用途廃止とした理由について、お伺いします。

また、建物の概要についてもお聞きしたいと思います。

そしてまた、今後の活用方法についてもお聞かせください。

- 福山議長 答弁願います。

土木課長。

- 金川土木課長 玉田議員ご質疑の高塚南団地を用途廃止とした理由は、建物の概要は、今後の活用方法についてはお答えいたします。

まず、高塚南団地を用途廃止とした理由についてですが、居住者の死亡により、令和3年12月10日に明渡しを受けました。なお、当該建物は木造住宅で、耐用年数を超過していることから用途廃止としております。

次に、建物の概要についてですが、高塚南団地は昭和35年建設で、61年経過した木造住宅です。

次に、今後の活用方法についてですが、市営住宅としての用途廃止後は、土地、建物を普通財産として、令和4年1月6日に移管しております。

- 福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

- 福山議長 続きまして、議案第15号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 続いて、議案第15号 市道路線の認定について、お伺いします。

公共下水道に接続されている今回の路線はどの路線であるのか、お聞きしたいと思います。

- 福山議長 答弁願います。

土木課長。

- 金川土木課長 玉田議員ご質疑の公共下水道に接続されている路線については、お答えいたします。

公共下水道に接続されている路線については、曾屋22号線から曾屋28号線までと野上野58号線の開発分です。また、宮20号線、宮21号線については、今回、所有権移転できたため市道認定するものであり、令和4年度に公共下水道に接続する計画です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第3号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 通告に基づき質疑をしたいと思います。議案第3号については、2点お聞きをしたいと思います。

この条例の中で、1点目として、部分休業ができない職員ということで、第17条の2における規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員という方は、現在どれぐらいおられるんでしょう。これが1点目です。

2点目は、勤務環境の整備措置において、育児休業の承認が円滑に行われるための研修、これを行うとあります。どういった内容の研修をするんでしょうか。また、21条には、面談を行う、また、その他の措置を行うというようなことも書かれているんですが、この21条の面談、その他の措置というのはどういったものなのか。最初の育児休業の承認が円滑に行われるための研修というものとどう違うのか、この辺の説明をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の職員の育児休業に関する規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員、これにつきましては38名となっております。

続いて、2点目の研修の内容については、今回の条例改正について、職員に対し周知をするための研修を考えてございます。

次に、面談、その他の措置については、対象職員に対して、育児休業の制度を周知し、育児休業を取得するかの意向確認を直接面談することにより、聞き取りを行うものであります。

また、その他の措置としましては、国で示されている書面の交付や電子メールの送信を職員の希望に応じ行うこととしてございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、2点目のところで、円滑に行われるための、要するに周知を行うんだということを言われました。それでいうと、第21条の面談、その他の措置という

ところでも、周知という言葉も出てきましたし、聞き取りを行うんだということも含めてお話がされたので、そういう点でいうたら、若干ダブってくるのかなというふうにも感じたんですが、その辺のところ、明確な違いというようなことはあるんでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

こちら研修に対して、職員に周知ということで、先ほど答弁させていただいたんですけど、これにつきましては、環境整備ということで、全職員がこういう制度、このように変わったということを周知するための研修でございます。

次のその他の措置等に関しましてですけど、これについてはかぶるというもの、これは本人に対してのものになりますので、また本人も含んでの全ての職員、また本人に対してということで違いがございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第4号 国民健康保険税条例の一部改正なんですけど、今回のこの条例改正によって、国保利用者の負担というのがどういうふうな形になっていくんでしょうか、説明をお願いしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員のご質疑にお答えをいたします。

1点目の国保の税率改定ですが、国保利用者の負担はどうなるのかについてですが、税率改定を実施した場合、被保険者1人当たり平均で年間1,525円、1.37%の負担増となります。

具体的には、まずは固定資産税がかからない低所得者の一般的なケースで説明しますと、所得が43万円以下の世帯は、単身世帯では免税額に現行から増減がありません。夫婦2人世帯では年間300円の増額、0.8%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では、年間600円の増額、1.3%の増となります。

次に、所得金額が100万円の世帯は、単身世帯で年間3,500円の増額、2.3%の増となります。夫婦2人世帯では、年間4,000円の増額、3.0%の増、夫婦と子供1人

の3人世帯では、年間4,500円の増額、3.0%の増となります。

次に、中間所得者、収入で430万円、所得金額が300万円の世帯では、単身世帯で年間1万5,500円の増額、3.8%の増となります。夫婦2人世帯では年間1万6,300円の増額、3.6%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年間1万7,300円の増額、3.6%の増となります。

一方、固定資産税が5万円かかる低所得者の一般的なケースで説明しますと、所得金額が43万円以下の世帯は、資産割を削減しますので、1人世帯では年間3,300円の減額、7.5%の減となります。夫婦2人世帯では年間3,000円の減額、5.3%の減、夫婦と子供1人の3人世帯では年間2,700円の減額、4.0%の減となります。

次に、所得金額が100万円の世帯は、単身世帯では年間200円の増額、0.1%の増となります。夫婦2人世帯では年間600円の増額、0.4%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年間1,100円の増額、0.6%の増となります。

次に、中間所得者、収入で430万円、所得金額が300万円の世帯は、単身世帯では年間1万2,200円の増額、2.9%の増となります。夫婦2人世帯では年間1万3,000円の増額、2.8%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年間1万4,000円の増額、2.8%の増となります。

なお、これらのケースのほか、家族が増えれば増えるほど、所得が増えれば増えるほど、課税限度額の範囲内であれば保険税負担は大きくなります。

以上でございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第5号 市民プールの関係の条例ですが、先ほど市民プールの指定管理業務という部分については、住民サービス向上が図れるんだということが言われていました。その点では、市としてどういったサービスの向上が見込まれるのか、この点を再度お聞きしたいと思います。

2点目として、第8条で、秩序を乱す者に対しての規定というものがあるんですが、指定管理者の権限というのは、どの範疇まであるのかという点、入場に対する拒否とか、退場命令というものは、教育委員会というふうに定めておりますし、この場合の市職員との対応との関係というのは、どういうふうになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと3点目に、トレーニングルームについての1回の利用料というものを岩出市内と岩出市外の方と同一料金にしているわけなんです、この理由についてお聞きをしたいと思います。

4点目という部分については、事故というのが起こらないというのが当たり前だと思うんですが、そのためにも監視業務というのは非常に重要な点になってきます。この点では、人員配置の取り決めや、また人命救助の研修、こういうものを含めて、業務を実施していく上での決まりごと、取り決めという点については、指定管理者とどのように交わしておられるのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

それで最後に、監視体制と万が一のそういう不慮の事故が起きた場合などの連絡体制というものについては、どのように変わるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 増田議員のご質疑にお答えしたいと思いますが、まず1点目ですね、通告では移行する理由ということで質疑を受けてございますが、前議員の井神議員で質疑を行ったということで、また違う質疑に変更されてございます。通告制度というものが、私あると思いますので、この通告制度をないがしろにするものではないのかなど。我々、反問権、反論権ありませんけども、その是非は問えませんが、議会運営上のことでありますので、指摘をさせていただきます。

それから、サービスの向上、どういうことかということでございますけども、これ通告に基づかない質疑ということでお答えさせていただきますけども。様々な提案事業、自主事業を提案をいただいております。

それから、2点目、第8条の関係でございますが、ここで秩序を乱す者に対してということでご質疑がございました。改正条例案8条におきまして、教育委員会とは、こういうことになってございますが、第3条第3項におきまして、市民プールの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中、教育委員会とあるのは指定管理者と読み替えるものとする、このように規定をしてございます。

それから、トレーニングルームの利用料のご質疑ですけども、この利用料につきましては、旧条例から変更はしてございません。平成30年12月議会におきまして、トレーニングルーム利用料を含む改正案について、議会の承認をいただいております。

ます。

それから4点目、監視業務の件でございます。市民プールやトレーニングルームのみならず、施設の運営に当たっては、事故を起こさない対策、最も重要なことであると認識をしてございます。人員体制につきましては、指定管理者は岩出市民プールの管理及び運営に当たり、公的機関や公益法人等が実施する救助方法及び応急手当てに関する講習等を受講し修了した者を常駐させること、屋外プール期間中は、次のいずれかの資格を有する者を常駐させることということで、1点目が、日本水泳連盟プール公認規則第16条に定めるプール管理者、2点目、公的機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習等を受講し修了したプール監理責任者、公的機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し修了した衛生管理者、それから、また屋外プール期間中は、公的機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当てに関する講習会を受講し修了した者を常駐させることとしてございます。

5点目、不慮の事故が起きた場合などの連絡体制ということですが、指定管理者の計画では、管理者1名、受付員1名及び監視員5名の7人体制ということになってございます。指定管理者のほうで緊急時のバックアップ体制というものが確立されておりまして、溺水者発見フロー、火災対応フロー、地震対応フロー、新型コロナウイルス対応フロー、こういったものが作成されております。事故や災害等による対応につきましては、指定管理者と教育委員会で責任分担しておりまして、被害調査、報告、応急措置について指定管理者において行います。教育委員会は報告を受け、必要な指示や対応をすることとしてございます。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、教育長のほうから、一番最初に通告制に基づかない質問だというふうな指摘がありました。先ほど井神議員のほうから、指定管理者制度を導入する理由はということが聞かれていました。私の1点目の質問というのは、市民プールを指定管理者に移行する理由はということで、同一の内容です。その中で、井神議員の中の答弁の中で、住民サービスの向上を図れるんだという答弁がありました。通告制に基づかないという指摘については、全く当たらないとは思っています。同一内容なんです。だからこそ、井神議員の質疑を受けて、同じ質疑内容で、その中で出てきたことについて、改めてお聞きをしたことであって、住民サービスが図れる、

そういうことが教育委員会としてあるんだというのであれば、その住民サービス向上が図れる、どういうふうなことが図れるのかという点を再度お聞きをしたいと思います。通告に基づかないものではないということをはっきり申し上げておきたいと思います。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 どう考えるか、それぞれ違うと思いますけど、私は通告のほうは、その理由ということでお聞きをしておりますので、その向上の内容についてというご質問はいただいておりますので、やはりこれは違うものでないかなと、このように考えております。

それから、サービス向上の点でございますが、やはり民間の知恵、アイデア、ノウハウ、こういったことを最大限に活用するということでございます。

それから、今回の指定管理者と指定する事業者につきましては、他の市町村の施設の管理も行っているということでございますので、そういった点もサービス向上につながるものと考えてございます。

○福山議長 再々質問ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、こういった市民プールや、また県営のそういったプール、この他の県ですけれども、いろんな民間に委託したことによって、管理がきちんとできていないというような状況が生まれて、事故なんかが起こってきています。そういう点については、岩出市として、こういった痛ましい事故、これが起こらないようにしていく、そういう上での改めて、今、4点目と絡むわけなんですけど、市としての他府県なんかにおける状況なんかをどのように考慮して考えて、今回こういうふうな形で、岩出市として指定管理者にあえて移行していくのかという点、議論なんかはどのような形でされてきたのか、その点、再度お聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 先ほどもお答えしましたように、プール、トレーニングルームのみならず、公共施設を運営する当たって、最優先課題は、安全・安心な運営ということで考えております。そういうことで、プールにおいて、ほかの市町村の事例というふうなお話でございますけども、本議案に関係ない話でございます。今回の指定管理者において安全対策、きちっと策定していただいておりますし、監視体制につき

ましても、先ほどお答えいたしました。基本的に7名を常駐させる。その上で、例えば土曜日、日曜日、利用者の数が多い場合は、そこへ増員していくというふうなことで聞いてございますので、安心・安全対策を第一に考えた中で、運営をするということでございます。

○福山議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 これは農林業施設の利用に関する条例なんですが、先ほども、岡田・曾屋・溝川地区の共同作業所という質疑もありました。私は、2点この点でお聞きしたいと思うんですが、この間、共同作業所の果たしてきた役割、これについてはどのような役割は岩出市としてあったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、この場所をどこなのかなというふうに思い、調べたんですが、市販の地図を開いたんですが、水栖の76番地の3というのが見当たらなかったんですが、この作業所、場所ですね、場所についてどのような場所にあったのかという点、お聞きをしたいと思います。先ほど、公明党の玉田議員のところ、240平米というようにも言われてたんですが、場所というのはどこなのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員のご質疑1点目、岡田・曾屋・溝川地区共同作業所の果たしてきた役割についてでございますが、先に玉田議員のご質疑に回答したとおりでございますが、岩出市水栖に、昭和59年、農林業同和対策事業により建築した鉄骨スレートぶき平家建て、建築面積240平米の共同作業所でございます。地域の関係者で構成された管理組合によって、共同で毛布の加工作業場として使用されてきたものです。

2点目の所在地でございますが、国道24号那賀高校前交差点の北東約300メートル、上岩出児童館の東約40メートルのところでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 できれば執行部をお願いしたいんですけどね。場所、できれば添付資料で、場所ここですよというようなことがどうしてできなかったのかなというふうに思うんです。実際にはどのぐらいの広さかという、議案だけでは全く分からないと

いう状況もあるし、240平米という部分を先ほどの中では、今後については普通財産になるんだという説明もされていましたが、じゃあ、この240平米、普通財産になるんだけれども、市として、じゃあ、今度この土地についてはどのような考え方、利用方法、活用方法について、市としては持っておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

土地の売買、土地を売ってしまうという考えがあるのならば、そういう考えなのかどうかも含めて、今後の利用方法、活用方法について、市としての考え方、これを再度お聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 私の答えられる範囲での再質疑にお答えさせていただきます。

廃止後の財産について、普通財産となるとお答えしております。現条例の改正におきましては、この時点におきましては、廃止することまでを条例の目的としておりますので、この後、普通財産になった後、どうするかというのは、現在はこの条例の改正では考えられておりません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 令和3年度の一般会計の補正予算では、通告では4点出しています。1点目の農地等の防災事業費、測量設計という部分の点については、先ほど詳細な説明があって、県のほうで最終的には7年度に事業が完了するんだという説明がありましたので、1点目については答弁のほうは結構です。

2点目の急傾斜地の崩壊対策負担金という部分については、山地区のほうで建築に係る部分だという点でお話をされてきました。負担金の先ですね、要するにこの負担金というのは、県に対して負担する負担金ということなのかどうか、その確認だけでお答えいただきたいと思います。

それと3点目に、学校管理費の監理業務委託という部分についても先ほどあったんですが、根来の小学校と上岩出ですかね、その部分で監理方法という点について、どのような監理の方法を行うのかという点、この確認を、監理の方法ですね、それをお聞きをしたいと思います。

それと、4点目の小中学校へのICT機器についての活用方法、この点について

は、要するに教育委員会として、子供たちに対してどのような活用の方法の対応なんかも含めて、再度ちょっとお聞きをしたいと、活用方法についてお聞きをしたいと思います。要するに、子供たちが活用できる対策という面について、教育委員会として、今後どのように進めていきたいんかという点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 増田議員ご質疑の2点目について、お答えいたします。

2点目の急傾斜地崩壊対策負担金の支払先についてですが、事業主体である和歌山県になります。

○福山議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員ご質疑の3点目、学校管理費の監理業務委託はどのような監理方法を行うのかについてですが、工事に係る建築士による監理ということになります。

4点目のICT機器の活用方法ですが、今回、補正予算として計上しておりますICT機器につきましては、新型コロナウイルスの影響による休校や学級閉鎖の際に、健康観察をオンラインで行ったりとか、課題を提出させたりといった活用方法を検討しております。

また、通級指導教室につきましては、教室に通う児童生徒に適した教材が多数利用できるということで、iPadを購入し、授業の充実を図るものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の学校管理費の監理業務なんですけど、私、若干ちょっと勘違いしてたのかと思うところがあるんですが、私が思ってたのは、運動場そのもの自身の管理を監理業務委託するのかなというふうに思ってたんですが、今の説明聞いたら、今度、工事が行われることに対しての監理委託料だという説明のようなことだったので、若干ちょっと通告がそういう形になったんですが、要するに工事そのもの自身、これは市としては工事完了の日ですね、いつ頃、トイレの部分なんかも含めて、工事が完了する、そういう予定をされているのか、完了予定をどのぐらい、いつぐらいと見ているのかという点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 工期につきましては、令和4年度中の完成を目指しております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 11号は、国民健康保険の補正予算の第3号ですが、この中で一般被保険者療養給付費で1億7,500万円増というふうに見込んでいるわけなんですけど、この増加要因というのが、どういう形で1億7,500万円も増えるというような形に、市として見ているのか、その要因についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員のご質疑にお答えをいたします。

一般被保険者療養給付費で1億7,500万円増を見込んでいるが、増加要因は何かについてでありますけど、療養給付費は、医科の入院及び入院外をはじめ、歯科、調剤費用、食事、生活、療養費、訪問看護療養費等の医療機関を受診した際の診察代や薬代などの医療費のことではありますが、令和2年度と比較して、令和3年度の状況は、件数、日数、使用額ともに、全て増加しております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年度の上半期医療費が大幅に減少した反動により、令和3年度は高い伸びを示しており、増加要因としましては、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく見込んでいたため、予算額が押さえ込まれていたことや新型コロナウイルス感染症による受診控えが徐々に解消されたことによるものと考えてございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第16号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第16号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩をいたします。

午前10時55分から再開します。

休憩

(10時37分)

再開

(10時55分)

日程第17 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算～

日程第23 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第17 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算の件から日程第23 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、井神慶久議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

井神慶久議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○井神議員 ネット岩出、井神でございます。

議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算について質疑させていただきます。

メール配信サービス事業について、ラインでどのような情報を発信していくのですか。

養育費確保支援事業について、その内容は。

各種がん検診事業について、減額となった理由は。

交差点名標識設置事業について、交差点名はどうやって決めるのか。

英語教育改善プラン推進事業について、その内容は。

ブロック塀等改善事業補助金について、倍増となった理由は。

各中学校防犯カメラ設置事業について、その計画の内容は。

岩出市総合スポーツ大会事業について、新しいイベントなのか、その内容は。

高齢者スポーツ施設整備事業について、施設の概要と完成時期は。

河川敷であるが、増水時対策は。

管理及び運営方法は。

岩出市の高齢化率の推移は、過去10年間で。

高齢者の健康増進施策の現状は。

高齢者スポーツに対する考え方は。

高齢者スポーツ団体の現状と登録者数は。それぞれの団体の活動内容については、よろしく申し上げます。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 井神議員ご質疑の1点目、メール配信サービスの事業について、ラインでどのような情報を発信していくのかについてですが、令和2年度に実施した市民への情報化に関するアンケート調査において、スマートフォンの利用者が73%となっており、市民への情報提供の方法として、新たにスマートフォンコミュニケーションアプリであるラインを活用し、メール配信サービスで配信している行政情報や災害情報などについて発信する予定です。

なお、市民の方が受信したい情報をラインで設定することで、防災情報、子育て情報、イベント情報など、分野ごとに必要な情報だけを受信することができるようになります。

○福山議長 保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 井神議員ご質疑の2番目、養育費確保支援事業の内容についてですが、ひとり親のほとんどが養育費を受け取っていない現状から、離婚に伴い困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭に対し、養育費の確保のための支援を行うため、次の2つの事業を実施します。

1点目は、公正証書作成費用等の助成として、公証人手数料令に規定された公証人手数料、家庭裁判所の調停申立てや裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類の取得費用を1対象当たり上限3万円として助成します。

2点目は、養育費保証会社への手数料助成として、養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する費用を1対象当たり上限5万円として助成します。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 井神議員ご質疑の3点目、各種がん検診事業について、減額となった理由はについてであります。検診委託料及び役務費の減の2つが主な理由でございます。

がん検診事業につきましては、令和2年度の検診実績を基に、令和4年度予算を編成しており、市が実施する5種類のがん検診の中で、特に胃がん及び乳がん検診

について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えにより受診者の減少が今後も続くと見込まれ、令和4年度当初予算で減額したものでございます。

また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、過去5年間の未受診者に対する手紙による受診勧奨事業を令和3年度から予算計上し、5年に1回実施いたしますが、今回は令和8年度のため、令和4年度の通信運搬費が不用となり、減額したものでございます。

○福山議長 土木課長。

○金川土木課長 井神議員ご質疑の4点目、交差点名の決め方についてですが、現在、警察が信号機の管理用に交差点名称を決めております。なお、警察と連携するため、原則その名称を利用いたします。ただし、交差点名称と地区が違ふところや長い名称などの場合、名称変更を警察に要望しております。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 井神議員のご質疑5点目、6点目、7点目について、お答えいたします。

まず5点目、英語教育改善プラン推進事業について、その内容はですが、国の英語教育改善プラン推進事業交付金を活用した事業で、内容は、大学や那賀地方英語教育研究会などと連携して、英語教育実施状況調査や全国学力・学習状況調査等の実態把握から、英語教育の課題について分析を行い、改善のための具体的な取組を計画して、効果的に学力向上につなげるための事業であります。

6点目のブロック塀等改善事業補助金について、倍増となった理由ですが、これまで国の社会資本整備総合交付金を活用して、補助事業を実施してまいりましたが、平成30年6月の大阪北部地震により、ブロック塀倒壊で児童の死亡事故があったことから、和歌山県において、平成30年度から令和2年度までの3年間限定で、和歌山防災力パワーアップ補助事業制度が構築され、本市においても活用してまいりましたが、適用期間が終了したことに伴い、国の社会資本整備総合交付金を活用しての補助事業を実施してまいりました。このたび新たな和歌山防災力パワーアップ補助事業制度を活用することにより、社会資本整備総合交付金と比較して、限度額が増え、住民の負担額が軽減できることから採択したものであります。

続いて、7点目の各中学校防犯カメラ設置事業について、その計画内容はですが、学校における生徒及び教職員の安全確保及び学校施設の保全を目的として、校門や校舎への不審者の侵入監視が必要な箇所に防犯カメラを設置するものであります。運用につきましては、学校への侵入を抑止するために、学校敷地の見やすい箇所に

設置している旨の表示を行うとともに、管理責任者に校長、管理取扱者を教頭として、画像については捜査機関からの要請等、法令に基づく請求があった場合のみ提供するものとして、生徒や教職員のプライバシーを侵害することがないように、適切に運用してまいります。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 8点目、岩出市総合スポーツ大会事業についてということで、ご質疑にお答えいたします。

長引くコロナ禍において、市民の体力低下が課題となっている中、市民の健康づくりとスポーツ振興を図るため、体育協会さんなどの協力を得て、種目別のスポーツ大会を開催いたします。総合スポーツ大会事業は、競技大会の運営費用への補助として、1団体当たり、限度額を10万円ということで補助するものでございます。

なお、総合スポーツ大会の開会式と市民運動会の開会式を合同で実施することで、市民の皆様のスポーツ参加や健康づくりへの相乗効果を期待してございます。

続きまして9点目、高齢者用スポーツ施設整備事業について8点ございました。一括してお答えいたします。

まず1点目、施設概要につきましては、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボールの競技ができる施設及び利用者専用の駐車場の整備を計画しております。

全体面積が1万5,000平米、パークゴルフ場が9ホールで6,200平米、グラウンドゴルフ場が1,500平米、ペタンク・ゲートボール場が850平米、駐車場が96台と、堤防小段に仮設駐車場48台、その他の施設として、通路、排水施設、トイレ等も整備する計画でございます。完成時期につきましては、国土交通省の河川占用許可後の施工となります。年度内完成に向け、できるだけ早く完成するよう取り組んでまいります。

2点目、河川敷であるが、増水時の対策はというご質疑ですが、平成29年の浸水を考慮した計画としてございますが、具体的な対策につきましては、詳細設計時に国と協議をしております。

3点目、管理及び運営方法はというご質疑ですが、管理及び運営につきましては教育委員会で行います。料金設定等の具体的な内容につきましては、他のスポーツ施設や他の市町村の施設を参考にして、条例において定めてまいります。

4点目、岩出市の高齢化率の推移、過去10年というご質疑です。本市における高

齢化率につきましては、平成25年度が18.7%でしたが、令和4年2月末現在で24%となっております。高齢化率は年々高くなってございます。

5点目、高齢者の健康増進施策の現状についてでございます。高齢者の健康増進施策については、市民の健康、福祉のイベントとして、毎年3月に市民ふれあいまつりを開催しており、シニア向けのミニ体力測定や常設測定、骨密度や血管年齢測定等、高齢者向けのイベントを開催するとともに、年間を通じて生活習慣病予防教室やシニアエクササイズ教室、岩出げんき体操応援講座等の教室を計画的に開催してございます。

教育部におきましては、健康増進や日常的なスポーツへの取組として、ヨガ教室や成人講座においてもライフステージに応じたスポーツができる機会を提供してございます。

6点目、高齢者スポーツに対する考え方についてでございます。岩出市スポーツ推進計画における高齢者スポーツに対する考え方としましては、高齢者にとって自分の健康状態に応じた無理のないスポーツを続けることは、介護予防、生きがいくくり、社会参加及び世代間交流の上からも大切であり、スポーツに触れ合える機会を増やすことが必要であるというふうにしてございます。

7点目、高齢者スポーツ団体の現状と登録者数でございます。岩出市体育協会には、グラウンドゴルフ協会、パークゴルフ協会、ゲートボール協会及びペタンク協会、4団体ございます。それぞれの登録者数は、グラウンドゴルフ協会137名、パークゴルフ協会62名、ゲートボール協会13名、ペタンク協会37名となっております。

8点目、それぞれの活動内容でございますが、いずれの団体も月1回から2回程度の各種大会に出場しており、ゲートボール協会を除く3団体につきましては、年に数回自主的に市民大会を開催していただくなど、精力的な活動を行っていただいております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

井神慶久議員。

○井神議員 1点だけ、2番目に言った養育費の確保支援事業についての、これは何件ぐらいを想定しているのでしょうか。また、それとこれは申請は何回でもできるのでしょうか。その2点だけ、分かればお答え願います。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 井神議員の再質疑にお答えします。

まず何件ぐらいを想定しているのかについてですが、先行している自治体の実績等を参考にし、公正証書作成費用等の助成、養育費保証会社への手数料助成、それぞれ年間5件を見込んで予算計上しております。

それと2点目、申請は何回でも可能かということなんですけども、公正証書作成費用等の助成、養育費保証会社への手数料助成、いずれも1人1回限りの申請・後助成となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、井神慶久議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議案第17号 令和4年度岩出市一般会計補正予算について質疑を行いたいと思います。

3点お願いしたいと思います。まず最初に、市税が前年度より増加した理由についてお聞かせください。

次に、市債が前年度より、また減少したことについての理由をお伺いしたいと思います。

最後に、消防費が前年度より増額となった理由ですね、それをお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 玉田議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の市税が前年度より増加した理由ですが、個人市民税は納税義務者の増、法人市民税は法人の業績回復が考えられます。

また、固定資産税については、宅地開発分と新・増築家屋分の増もございしますが、主に中小事業者等への軽減措置の終了に伴う増でございします。この軽減措置は、厳しい経営状況にある中小事業者等に対して、令和3年度に限り、固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロにするというものですが、この軽減措置の終了が固定資産税の増加した主な理由と考えます。これら3つの税目の増加により、市税が前年度より増加するものと見込んでおります。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 玉田議員ご質疑の2点目、市債が前年度より減少した理由についてお答えさせていただきます。

当初予算に計上している市債につきましては、令和3年度、令和4年度ともに臨時財政対策債のみとなっております。この臨時財政対策債につきましては、国が示す地方財政計画の伸び率と前年度の実績を踏まえ、予算を積算しております。

令和4年度の減少につきましては、地方財政計画においてマイナスの63.1%の伸び率が示されたことによるものでございます。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 続きまして3点目、消防費の増額理由についてお答えいたします。

令和4年度と令和3年度の当初予算を比較し、増加した主な項目と増加額を申し上げますと、東公園プール跡地への防災公園建設関連予算として、建築工事費2億4,219万8,000円、工事監理費260万4,000円、供用開始後の維持管理費等422万5,000円、テント等の備蓄資機材購入費242万2,000円のほか、災害情報等受令・報告する和歌山県総合防災情報システムについて、経年劣化に伴う再整備に係る負担金884万9,000円、那賀消防組合負担金686万5,000円などとなっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 17号については、5点質疑を行いたいと思います。

1点目は、今年度ですね、4年度については納税者が増えるとされていますが、その理由はどうしてなのかという点。

2点目は、予算の概要というところにおいて、予算編成に当たっての記述の中では、人口減少による減収も予測されるとしています。これは何を指して人口減少と見ているのかという点、お聞きしたいと思います。

3点目は、衛生費というのが増加しているんですが、この増加理由は何かという点、お聞きしたいと思います。

4点目については、クリーンセンターの運転管理業務、これについては1億4,000万円の増となっております。定期点検、補修というのものもあるというふうな説

明もありましたけれども、定期点検、補修、これにおける見込額というのは幾らなのかという点、お聞きをしたいと思います。

5点目は、ごみ減量化政策、この推進が求められているわけなんです、今年度の取組についてはどのように進めていく考えなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の納税者が増えるとは、個人市民税の納税義務者の増のことを言われているんだと思いますけども、令和4年度は、県が示す経済動向とか、国が示す地方財政計画の伸び率などを考慮した結果、個人市民税が課税される方が増えるの見込んであるということでございます。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 ご質疑の2点目、何を指して人口減少と見ているのかについてお答えいたします。

本市の人口につきましては、現在は微増傾向ではありますが、国立社会保障・人口問題研究所の本市の人口推計において、令和2年度の5万4,072人をピークに、令和7年度から減少に転じ、令和12年度には5万3,471人に減少するとされていることから、長期的には人口が減少すると見込んでおります。

以上です。

○福山議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 ご質疑の3点目、4点目につきましては、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

3点目の衛生費の増加理由ですけれども、これは4款衛生費、2項清掃費、1目クリーンセンター費の12節岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料が、前年度と比較いたしまして1億4,343万3,000円の増額となったためであります。

次に、4点目の増額となった令和4年度の岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料のうち、点検補修業務分で、前年度の9,542万5,000円から2億2,581万8,500円へ増額したためであります。

詳細といたしましては、法定点検、修繕分の主なものといたしまして、ごみ計量機で約220万円、ごみクレーンの点検・部品交換として約660万円等であります。定期点検の修繕分の主なものといたしましては、可燃性粗大ごみ用破碎機が約1,573

万円、噴射水ポンプが約418万円等でございます。

補修工事等の主なものといたしましては、溶融炉の補修工事を約9,240万円、計装設備の部品交換補修を約1,100万円計画してございますので、またその他点検・補修費を含めますと、約1億4,000万円の増額となったためでございます。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目についてお答えします。

ごみ減量化の今年度の取組は、令和3年度に策定した一般廃棄物ごみ処理基本計画に掲げた令和12年度までの達成目標を見据え、正しいごみの出し方、分け方の徹底を図ってまいります。

家庭系ごみについては、これまで取り組んできた小学校環境出前講座やリサイクル工房などに加え、コロナ禍により開催を見合わせた排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会に代わる啓発として、新たに市公式YouTubeチャンネルによる動画配信などにより、市民に見える啓発を継続して取り組みます。

また、事業系ごみについては、事業所訪問等により実態の把握に努めるとともに、飲食業等には、食品残渣の削減のため3010運動の推奨、また大型小売店や食品製造事業者に対しては、生産量の調整や売り切りなどによるごみ減量化を指導してまいります。

今後、新たな事業所の出店など、経済状況の変化に対応し、計画期間内においても現状に見合った達成目標の見直しも含め取り組んでまいります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点お伺いしたいと思います。

納税者が増える、課税対象者が増えるということだと思っておりますが、この課税対象者については、前年度からの部分でいうと、何人から何人ぐらいまで増えるというふうに見ておられるのか、この点お聞きしたいと思います。

もう1点は、クリーンセンターの保守関係で9,400万円というようなお答えだったと思っておりますが、この保守に係る部分において、耐用年数というのはどれぐらいのものを補修という部分の中でされているのか、この点ちょっとお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

課税対象者が何人増えるかということでございますが、令和3年度の当初見込みに比べまして440人増の2万6,340人を見込んでおります。

○福山議長 クリーンセンター所長。

○大島グリーンセンター所長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

9,240万円というのは、溶融炉の補修工事ということでご説明させていただいたんですけども、溶融炉につきましては、毎年のように定期的に法定点検もございまして、経年劣化のための毎年部品の交換等もございまして。今回、9,240万円と申し上げたのは、5年間の計画期間の中で、5年間の包括契約が令和4年度が最終年度ということがありまして、次につなげるように補修の工事のほうをさせていただくという計画となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第18号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 18号については、2点お伺いをしたいと思います。

保険給付費において2億2,500万円増と見込んでいますが、1人当たりの給付費が増えているんだとの説明でしたんですが、その要因をどのように見ているのかという点。2点目は、コロナ禍の中で、実際には滞納というものも想定されるわけなんですけど、このような点について、市の対応についてはどのように対応していくつもりなのかという点、この辺どのように考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目、保険給付費において2億2,500万円増を見込んでいます。1人当たりの給付費が増えているとの説明でしたが、要因はについてであります。保険給付費は、前年度上半期の実績を基に推計し、予算額を積算しており、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく見込み、保険給付費を押しえ込んでいたことと、1人当たり医療費の大幅な増加が保険給付費の増額要因と捉えております。

保険給付費全体額で、令和2年度実績と令和3年度見込みで比較しますと、被保険者1人当たりで1万5,223円の増額、4.70%の増加となっております。保険給付費における増加傾向を勘案しつつ、増額要因として捉えております新型コロナウイ

ルス感染拡大の影響で、令和2年度に医療費が大幅に減少した反動により、令和3年度の医療費が高い伸びを示していることのほか、令和3年度に入ってから医療費が、コロナ禍前の水準に戻りつつある傾向を踏まえ、コロナ禍の影響は考慮せずに医療費の伸びを見込んだこと、また医療技術の進展による1件当たり医療費の高額化や保険適用された高額薬剤の使用状況などを加味し、当初予算額を算定した結果、保険給付費においては、前年度当初予算額から2億2,500万円の増額を見込んでおります。

次、2点目のコロナ禍の中で滞納が生まれることが想定されるが、市の対応はについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響等により、納税が困難な方については、納税相談時に生活状況などを確認して、徴収の猶予や申請による換価の猶予などの納税の猶予を行ってまいります。

令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルスの影響に伴う国民健康保険税の減免制度があったため、通常の納税の猶予を適用した実績はありません。また、減免の実績につきましては、令和2年度は、令和元年度分として42名、114万600円、令和2年度分として85名、1,784万8,700円の減免を決定しております。令和3年度は、2月末時点におきまして26名、426万1,900円の減免を決定しております。令和4年度は、現時点では、厚生労働省より減免制度を実施するとの通知はありません。

滞納している方については、財産調査を行って、財産があった場合は差押えを行うことがあります。差押えによって生活困窮することがないように配慮しつつ、慎重に差押えを行います。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第17号から議案第23号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、田中宏幸副議長、奥田富代子議員、尾和正之議員、福岡進二議員、大上正春議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月17日木曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月17日木曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長へ互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月22日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月22日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時36分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和4年3月22日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号) |
| 日程第3 | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号) |
| 日程第4 | 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について |
| 日程第7 | 議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第9号 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第11 | 議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第12 | 議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第14 | 議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第15号 市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第24 | 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算 |
| 日程第25 | 議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命について |
| 日程第26 | 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について |

日程第27 議員派遣について

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

市來利恵議員は、療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 1 号から議案第 23 号までの議案 23 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第 24 号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○福山議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第 24 号であります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第 1 号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 6 号）～

日程第 24 議案第 23 号 令和 4 年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 6 号）の件から日程第 24 議案第 23 号 令和 4 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 23 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 23 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 9 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 2 号 専決処分

の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分の外議案12件です。

当委員会は、3月11日金曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について、議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第9号 損害賠償の額を定めることについて、議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）所管部分、議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第15号 市道路線の認定について、議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第2号の所管部分は承認、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の所管部分、議案第13号、議案第14号、議案第21号及び議案第23号は可決、議案第15号は認定しました。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）所管部分及び議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正については、処分に当たっては建物の有無が影響すると思われるが、建物は今後どうするのか。3地区の名称がつけられている理由は。この施設で行われていた作業の内容は。について。

議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正については、市営住宅に空きがない状況でなぜ廃止するのか。また、新たに市営住宅を建設する考えは。について。

議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑

はありませんでした。

議案第9号 損害賠償の額を定めることについては、事故の詳細は。市が賠償責任を負う理由は。事故発生から時間を要した理由は。市の過失割合が4割となった理由は。慰謝料が含まれている理由は。について。

議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）所管部分では、道路新設改良費における市道山下中島線歩道設置事業について、歩道は用地を取得して設置するのか。について。

議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）では、工事負担金について、増額となった理由は。について。

議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、建設改良費の管渠整備事業費について、減額となった理由は。について。

議案第15号 市道路線の認定については、質疑はありませんでした。

議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算では、新聞折り込みは年に何回行うのか。残り区画数は。受講する講習会の内容は。について。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算では、浄水場施設及び配水施設の修繕の予定箇所は。また、配水管の修繕の見込み件数は。船戸地区への配水管の口径は。加入分担金の件数は宅地開発を見込んだものか。基本料金の見直しは。について。

議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）の外議案10件です。

当委員会は、3月14日月曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年

度岩出市一般会計補正予算第7号)所管部分、議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について、議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号)所管部分、議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について、議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上11議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号及び議案第2号の所管部分は承認、議案第4号、議案第5号、議案第10号の所管部分、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号)では、子育て世帯への臨時特別給付金について、対象人数は。また、現在の申請件数は。について。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号)所管部分及び議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正については、併設されている災害時用の浄水設備についても指定管理者に管理を委託することになるのか。夏のプール開設時の監視員は指定管理者から派遣されることになるのか。について。

議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号)所管部分では、老人福祉費における敬老祝金について、支給実績は。また、支給対象者で支給ができていない人はいないのか。対象年齢は。保健福祉センター運営費、児童福祉施設費及び学校管理費における工事請負費に関して、水道のアセットマネジメントのような修繕計画は立てられているのか。また、修繕だけでなく機能改善のようなことも盛り込まれているのか。について。

議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)及び議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定については、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、出産育児一時金について、前年度より減額となった理由は。また、出産を増やすための取組は。について。

議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算では、保険給付費が伸びている理由は。また、この伸びを抑制するための取組は。保険給付費における居宅介護に係る増減について、どう見ているのか。介護給付費準備基金繰入金について、何に充てるのか。また、現在の基金の積立額は。今後も取り崩す計画としているのか。について。

議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、保健事業費における会計年度任用職員報酬について、どのような職務を行うのか。また、少額となっているが賄えるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月9日水曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に、討論、採決を行うことに決定しました。

3月15日火曜、総務部門、建設部門、議会部門、3月16日水曜、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算に対する討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号）の件、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正の件、議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第9号 損害賠償の額を定めることの件、議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）の件、議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第15号 市道路線の認定の件、議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定の件、議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案18件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第16号まで、議案第19号、議案第21号及び議案第23号の議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の議案2件は、原案のとおり承認、議案第3号、議案第5号から議案第14号まで、議案第16号、議案第19号、議案第21号及び議

案第23号の議案15件は、原案のとおり可決、議案第15号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第4号 国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

国保会計においては、この間、都道府県化の開始が行われました。市町村が一般会計から国保会計へ繰入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、保険料に転嫁をさせることが最大の狙いです。国保の都道府県化はスタートしましたが、地方自治を規定した憲法の下で、市町村独自の公費繰入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明でした。

この議案においては、国の進める都道府県化と現在の資産割部分を含む4方式の課税形式から資産部分をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式へと移行するための条例改定となっています。方式変更を行っていく上で、国保利用者に急激な負担増とならないための措置だと言いますが、そもそも3方式に移行しないで、4方式の堅持こそ求められているのではないのでしょうか。

この条例は、国保利用者1人当たりで1,525円の値上げとなり、所得43万円以下の方の減額はあるものの、所得430万円、固定資産5万円の方で、1人世帯で1万2,000円、2人世帯で1万3,000円、3人世帯で1万4,000円とするものであり、所得が上がれば上がるほど、さらに国保税が上がるものとなっています。国保税算定の基本となる給付額を抑える取組の強化、健康で安心して暮らせる施策の強化を求め、国保税値上げ議案の反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指し、平成30年度に広域化されたものです。コロナ禍で一旦落ち着いた国保1人当たりの医療費も再び増加傾向にあり、このような状況の中、令和4年度の国保事業費納付金が増額し、現行の税率を上げざるを

得ないと思われまゝ。本改正案は、基金を活用することで被保険者の保険税増加に対し、一定程度の負担緩和となっています。また、未就学児の均等割が5割軽減されることは、少子化対策として、子育て世帯の負担緩和に資すると評価できます。

以上の点から、国民健康保険の運営に必要な条例改正と考え、本議案に賛成いたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第4号に対する討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第17号 令和4年度一般会計予算に反対の討論を行います。

令和4年度予算は、地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るために、どう対応しているのかが問われています。岸田内閣が新しく生まれましたが、歴代の自公政権の下、年金や医療、介護など、社会保障制度が次々に切り下げられてきました。一握りの大企業のもうけを優先する政治、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中で、働き方改革と称し、さらなる労働強化すら強行されました。経済効果の成果も伴わず、さらに貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業をはじめとした労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見いだせない不安や危機に見舞われました。このような中で、新型コロナによる影響が、日本経済をさらに窮地に追い込んできています。

4年度予算では、市道の整備促進、災害時に対応する新たな防災公園の整備、学校における防犯カメラや境谷、押川地域へのタクシー利用助成、離婚に伴う養育費確保への支援、高齢者スポーツ施設など、新たな施策も盛り込まれています。しか

しながら、令和4年度予算では、子育て支援策や教育、福祉施策など、近隣市町村と大きな違いが生じていることを行政自身がしっかり認識した視点での予算ではないと考えます。

現在も新型コロナの影響が引き続いていの中で、今年度予算では、国の制度による生活困窮者施策としてのコロナ感染症支援金事業はありますが、国の支援策に加えて、市民に対してのコロナ禍における支援策こそ求められています。しかし、岩出市としての独自施策は打ち出していません。予備費として、前年度2億3,500万円から1億5,000万円減額の8,500万円を計上していますが、有効活用こそ求められていると考えます。

子育て支援策では、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援に取り組み、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進していくとうたいながら、和歌山県下で唯一子供医療費の自己負担が続けられています。

また、観光振興に重点を置いたとしながら、事業面では、観光関連施設への感染症対策が主なものであり、予算を見る限り、コロナ禍の下で観光客誘致への将来を見据えた施策へ方向性、今後の取組は見えません。

税回収の面では、低所得者などに対しても強制的な取立てが行われる税回収機構への移管を行い、岩出市でも、低所得者が数多く加入している国民健康保険税などへ徴収依頼が強化されようとしています。

公民館運営面では、以前から、午前中休館の公民館運営を行っています。管理人体制で新たな財源が必要になるから、午前の開館を行わないとの認識は、地域における活動やまちづくり、趣味、サークルなどの人間形成育成に後退する施策と考えます。また、公民館貸出し時期についても、1か月前という状況を改善してほしいとの願いがある中、弾力的な公民館運営が求められます。

高齢者、障害者などをはじめ、市民が買物や病院などへの移動手段に役立っている乗合タクシー制度など、移動手段の改善、利便性向上への調査や研究、検討については、市民の願いに応える新たな公共交通体系の確立に向けた協議を求めていると思います。

平和行政推進の点では、平和首長会議に加盟しながら、核兵器廃絶に向けた会議への参加や各種事業の取組、要請面において、事業研究のための職員の派遣等も行わない姿勢が、この間続けられてきています。

今、ロシアがウクライナへ侵略して核施設の攻撃すら辞さない状況や核兵器の使用をちらつかせて、核兵器が行使される危険性も高まってきています。積極的に平

和首長会議に参加、出席を行い、核兵器の危険性と核廃絶の問題に対して、世界の国々や平和首長会加盟自治体と連帯して、核廃絶に向けての取組を行うことが求められていると考えます。

また、農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では、観光行政、農業施策との関連面を含め、岩出市をアピールする取組や農業所得向上、地場産業推進の施策、観光行政推進面からも積極的に他市に学び、調査研究の点も予算上で改善や前進が図られたとは言えないと考えます。

これ以外に、今年度は職員体制面でも会計年度任用職員が38名もの減という体制になっています。本庁をはじめ保健福祉センターなどの現場体制、人口が3万人当時とほとんど変わらない岩出市の正職員体制で、この間、非正規職員を増やしてきた中で38名もの削減は、労働条件悪化が否めない状況が作り出されていく懸念があります。職員数の適正化という点では、現実を直視した議論、検討を行い、職員定数の改善を図る必要があるのではないかと考えます。

また、岩出市においては、当初予算を執行する中で、決算時には毎年多額の黒字を計上する結果となってきています。住民要望が山積みしている中で、市民生活向上のために積極的に基金の有効活用を図ることや起債の有効活用など各種施策の充実を図る市の対応を求めて、令和4年度一般会計予算の反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

国の経済は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で持ち直していくことが期待されておりますが、感染症による影響や供給面での制約、さらにロシアのウクライナ侵攻による原材料価格の上昇による下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響にも十分注視する必要があるとされております。

和歌山県内経済についても、先行きについては、国同様、感染症による影響等に注視する必要があるとされております。

このような非常に厳しい状況に取り巻かれている環境の本市ですが、さらなる発展のためのまちづくりを推進しようとしています。「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて取り組んだ令和4年度当初予算は、健全財政の堅持を財政

運営の軸としながらも、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に重点を置いた予算を計上しております。

歳入においては、国県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用しております。

また、市の借金である市債は、臨時財政対策債のみにとどめるなど、健全財政に努められております。

次に、歳出において、計上されている各事業は、国土強靱化対策事業については、防災公園の新設や生活道路環状化などに重点的に配分されております。

また、高齢者が身近な場所で気軽に、それぞれの状況に応じた運動やスポーツを行うための高齢者用スポーツ施設の整備事業も進められております。

学力向上、子育て支援及び観光振興をはじめ各福祉施策等についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種施策にわたり充実した内容であります。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

今年度の国保予算については、税収面では1人当たり1,525円の値上げとなり、所得43万円以下の方の減額はあるものの、所得430万円、固定資産5万円の方で1人世帯で1万2,000円、2人世帯で1万3,000円、3人世帯で1万4,000円であり、

所得が上がれば上がるほど、さらに国保税が上がるものとなっています。

これ以外にも、以下の理由をもって反対といたします。

医療費の高騰化につながる資格証明書、短期保険証の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は、令和4年度も変わっていません。当局が、早期発見、早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のために、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、脳ドック検査枠は年々増やされてはきているものの、定員をはるかに超える申込みがありながら、申請者の要望に応え切れていない対応が続けられていると考えます。

現在、データベース計画が進められていますが、新型コロナ禍というこれまでにない状況が続く下、医療費総額を抑える取組、国保会計改善に向けた職員の体制等の検証も求められていると考えます。

今年度の体制面では、会計年度任用職員が削減され、職員の労働強化も懸念されます。

市民の健康を守る上での保健福祉センターにおける事業の連携とともに、国保における給付費削減への取組が求められています。

今年度予算で、保険給付費において2億2,500万円増を見込んでいます。データベース計画で1人当たりの給付額がなぜ増えているのか、その要因は何か、どうすれば1人当たりの給付額を減らすことができるのか、給付額増加の要因として家庭実態の状況が影響していないのかなど、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくための施策も求められる中で、職員体制面や取組施策面は脆弱な点があるとも考えます。

そもそも地方自治体における財政運営の厳しさの要因として、一番の大きな要因としては、国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられてきたことです。

この点からは、国に対して負担率を戻すように強く働きかけが必要なものですが、国への働きかけの面では、市長会を通じてという視点があります。今年度では、県の進める3方式へ追随する保険税の値上げをはじめ、国保会計を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策など、利用者に理解が得られない予算だと考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

- 三栖議員 議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から広域化され、県が財政運営の責任主体となり、財政基盤の安定を図っており、市は県が決定した国保事業費納付金を納めることとなっております。

歳入は、県支出金や国保事業費納付金納付に必要な国保税額が計上されるとともに、保険税負担の増加を一部緩和するため基金を繰り入れる予算。歳出においては、保険給付費が伸びておりますが、被保険者1人当たりの医療費が増加しているとのことであり、新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動とも考えられます。

国保事業費納付金や脳ドックの拡充など、健康増進を目的とした保健事業費が増額されており、国保事業運営に必要な予算が確保されております。

以上、適正な予算と考えますので、本議案に賛成といたします。

- 福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 福山議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 福山議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度として、保険料アップが繰り返されることが続けられてきており、弊害と矛盾が深刻になってきています。今年10月から、後期高齢者の75歳以上の約20%、約370万人の方の負担割合が2倍に引き上げられます。今でも窓口負担

は、通院の頻度が高い高齢者に重くのしかかっているのに、2倍化されれば大打撃となるのは必至です。政府ですら2割負担で、年1,050億円もの受診抑制を招くと試算しています。

過去においても、負担増が行われたとき、治療が長期にわたる糖尿病患者などの受診率が押さえ込まれ、病状が悪化し、入院に至ったケースも少なくないとされます。まさに命にも直結する問題です。高齢者が長生きをする生活を脅かす制度を存続させるべきではありません。

75歳以上の人口が増えれば増えるほど保険料アップにつながる仕組みの制度になっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さは、高齢者の暮らしを圧迫していることは明らかです。

年金の天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻化してきています。滞納者は毎年20万人以上になってきており、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安心して暮らす上でも医療にかかれる事態は問題です。新型コロナの影響が高齢者の生活や命を脅かす中、高齢者の年金は減額される一方です。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、貧困や格差はさらに広がってきています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療・療養ができるよう体制を整えることこそ必要です。

後期高齢者医療制度の廃止を求める立場の者として、国に制度廃止の働きかけを求めることを表明し、後期高齢者医療特別会計に反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸副議長。

○田中副議長 議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度開始以来、十数年が経過しておりますが、被保険者の増加や医療費の増大が続く中、後期高齢者の医療を支える重要な制度として、安定かつ適正な制度運営が求められております。県内では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、運営されております。

この予算は、後期高齢者医療制度運営に必要な費用を広域連合へ支出するための予算が99.1%の10億3,444万9,000円となっております。対前年度比7.7%増で、初めて10億円台に到達し、被保険者が納付した保険料や療養給付費に係る市の負担金、保険基盤安定負担金など、市が負担すべき納付金額が確保され、安定した制度運営に資するものとなっております。

さらには、保健事業において脳ドックが新たに計上され、市民のニーズにも配慮されております。

以上述べましたように、後期高齢者医療特別会計の安定した運営に必要な内容となっております。よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第22号 令和4年度の水道事業会計の反対討論を行います。

今年度予算では、給水戸数では2万4,200戸の状況となっております。13ミリ管199戸、20ミリ管12戸の加入分担金を見込み、給水戸数は211戸増を見込むものであり、令和4年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態が現れていると考えます。岩出市では、この間、平成36年頃、令和では6年頃から急激に人口が減少すると言われてきました。水道事業面においても、今後の将来推計人口をどう見通していくのかが問われている時代だと考えます。

この間、決算の監査委員の審査意見では、岩出市の経営状況については、安定した経営状況で推移してきている。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望されると、毎年、意見が出されてきています。人口増加に伴う基本水量20立方メートルまで使用していない家庭は、平成28年度時点では3,800戸でしたが、令和2年度決算では4,200戸を超える状況となっており、17%以上の戸数の方が20立方メートル以下となってきました。市民からも水道料金体系の基準見直しの改善要望も届けられており、この点からは、水道料金における使用料区分の見直しなどが求められると考えます。

内部留保金は、以前より減少したものの、25億円まで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、市民生活向上への施策が求められていますが、令和4年度も低所得者や基本水量に満たない市民に対しての改善策は見えません。

今年度予算では、将来に備えた老朽管取替えや給水施設の改善、改修などありますが、新型コロナ禍における支援策として、岩出市独自の施策も求められる中で、支援策も見えないと考えます。

また、職員体制は一般会計予算でも指摘をしましたが、職員体制の改善や強化も見られません。5万4,000市民の命の水を預かる体制面では、十分に対応できない点が続けられてきていると考えます。

よって、令和4年度水道会計の予算については反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和4年度予算は、日々市民に安全で安定した水の供給ができるよう、建設改良費に重要な施設である浄水場の設備更新事業や水道管の布設替えなどによる管路の耐震化事業を計上するとともに、送水管更新事業にも着手するなど、経営基盤の強化を図っています。

一方、老朽施設の更新や管路の耐震化により事業費が年々増加している中、維持管理コストの削減を図りながら、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

水道は市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営の下、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第22号に対する討論を終結いたします。

議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第25 議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命について、ご説明をいたします。

この議案は、岩出市教育委員会委員に橋本正二郎氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

橋本正二郎氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第24号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第24号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

○福山議長 日程第26 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月22日提出

提出者 議会運営委員会委員長 玉田 隆紀

本文を朗読させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

よって、岩出市議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

提案の趣旨は、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議の意を表すため決議しようとするものであります。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 ご苦勞さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議員派遣について

○福山議長 日程第27 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月24日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月24日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時32分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和4年3月24日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

市來利恵議員は、療養中のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○福山議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、4番、田中宏幸議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、増田浩二議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、新型コロナウイルス関連について、PCR検査について、避難行動要支援者についての3点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルス関連について質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大が進む中、日々医療の最前線で患者さんの治療にご尽力をいただき、また新型コロナウイルスワクチン接種においてご尽力いただいております医療関係者の皆様に、改めて敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、去年は全国各地で新型コロナワクチン接種が進み、新規感染者も減少傾向

に転じ、和歌山県においても、12月2日から年末まで新たな感染者が確認されていませんでした。しかし、今年に入ってから、全国各地で人の動きが活発化し、社会経済活動が動き始めたことにより、全国各地でオミクロン株の感染者が急増し、特に東京都の1日当たりの感染者が2万人を超え、和歌山県においても、1月には1日の新規感染者数が、毎日のように過去最高を更新し、本年2月20日において感染者が延べ2万人を超えるなど、いまだに感染が拡大しています。

また、1月7日、沖縄、山口、広島にまん延防止等重点措置が適用されて以降、全国各地でまん防が適用され、ついには和歌山県においても3月6日までまん防が適用されるなど、第6波の到来となっています。この第6波は、第5波を上回るスピードで急拡大しており、依然として終息の糸口が見えない状況にあり、これまでにない感染爆発となっています。

そこでお尋ねいたします。1点目、感染者の流行を押さえ込める集団免疫を獲得できる数値については、WHOの発表であります。ワクチン接種率70%になる必要があると言われております。当市のワクチン接種対象者は12歳以上で約4万8,000人でありましたが、現在、当市のワクチン接種の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、10代の接種率についてであります。10代の接種率につきましては、様々な副作用があると報道されており、また保護者の同意も必要となります。そこでお尋ねいたします。先ほども申し上げましたが、WHOの発表では、接種率70%以上になる必要があると言われております。そのため当市における10代の目標接種率はどのくらいとしているのでしょうか。そして、現在、12歳から19歳の10代接種率はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目、教職員及び5歳以上のワクチン接種についてであります。以前は、子供たちの間で感染しにくく、感染しても無症状に終わることも多いと言われていましたが、新たな変異株であるオミクロン株の広がりにより状況が一変し、当市においても保育所の臨時休園や小学校の臨時休校、またスポーツ少年団では大規模なクラスターとなるなど、子供の感染者が増加してきています。

そのような中、国では1月末に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種については、3月から接種できるような方針が出されていますが、保護者からは子供の情報が少ない、情報の氾濫、何を信じてよいか分からなく不安である、副反応などの不安がある、かかりつけ医に聞いて判断したいといった意見をよく聞きます。

そこでお尋ねいたします。5歳以上11歳未満のワクチン接種については、希望さ

れるたくさんの子供さんに接種していただくことが最重要課題であると考えますので、ワクチン接種についての市の見解をお尋ねいたします。

そして、ワクチン接種に際しては、いつからどのような方法で実施しようとしているのでしょうか。また、市内の小中学校では、1月17日から1月24日まで全校一斉休業になっており、その後も学級閉鎖が続いている状況となっています。

そこでお尋ねいたします。教職員のワクチン接種状況はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いします。

次に4点目、小中学校における基本的感染防止対策については、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出ています。その中で、毎朝の検温と健康観察表の記入や小まめな手洗いの励行等がありますが、当市の小中学校における基本的感染防止対策はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。また、岩出独自の感染対策があればお答えください。

次に5点目として、昨年1人1台パソコンが導入され、休業等の場合、自宅に持ち帰らせたパソコンを通して、学校が再開するまでの期間、宿題を出すなど、自宅学習に活用したと聞いていますが、先般、新聞等で課題もあったとの報道もされていました。当市ではどのような課題があったのか、また今後の改善点について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルス関連についての1点目、現在、当市のワクチン接種の状況はにつきましては、3月7日時点で1回目の接種者は4万201人で83.3%、2回目は3万9,929人で82.7%、3回目は1万1,261人で23.3%となっております。

なお、和歌山県内の市町村におきまして、3月14日時点の岩出市の3回目接種率は、9市中最下位であり、今後、より一層の周知啓発を進め、接種率の向上に努めてまいります。

市議会議員各位におかれましては、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて2点目、10代の目標接種率と現在の接種率につきましては、目標接種率を設定するに当たり、10代の中でも努力義務が課されていない11歳以下と12歳以上を分けて考える必要がございます。11歳以下の子供につきましては、保護者の同意が必要であり、努力義務が課されていないことから、目標の設定は考えておりませ

んが、対象となる方全員に接種券の送付を完了しており、希望する方が接種できるよう取り組んでまいります。12歳以上19歳以下の2回目までの初回接種の目標につきましては、おおむね70%と想定しております。3回目の接種も同様に70%です。

また、現在の接種率につきましては、10代のうち12歳以上では3月7日時点で、1回目の接種者は3,100人で69.4%、2回目は3,042人で68.1%です。

なお、3回目の接種は、現在18歳及び19歳のみを対象としており、接種者は18人で1.5%となっております。この年齢層では、接種券を受け取ってからの日が浅く、日が早くても1か月半程度と短いことが1.5%という接種率に影響していると考えられます。11歳以下につきましては、開始直後につき未集計でございます。

3点目の教職員及び5歳以上のワクチン接種についての方針と接種方法については、教職員につきましては、2回目の接種を終了している方から順次3回目の接種案内を送付しており、接種方法としては、エッセンシャルワーカー対象の集団接種を2月に実施したほか、一般の集団接種や個別接種も実施しております。2月の集団接種では242名の教職員が接種しております。また、5歳から11歳までの子供につきましては2月28日に接種券を発送し、3月7日から市内の小児科医療機関4か所で接種を開始したところです。集団接種はなく、個別接種のみとなります。

なお、接種状況につきましては、各医療機関からの報告が後日となるため、現在取りまとめている段階であり、先ほども申し上げましたとおり、現時点では不明です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 福岡議員の4点目、5点目についてお答えいたします。

まず4点目、小中学校における基本的感染防止対策についてであります。基本的には、文部科学省発行の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づく対策を継続して実施してございます。

具体的には、各家庭で毎朝の検温と健康観察用の記入をしてからの登校、校内に入る前のサーモグラフィによる検温の実施、小まめな手洗いの励行、体育と給食時以外は、教職員、児童生徒全員マスク着用、教室の窓を対角に10センチ程度開ける常時換気と休憩時間には窓を全開にしての一斉換気、これについて冬場は防寒着の着用を許可してございます。給食につきましては、配膳する者を最低限にし、食事中は黙食、残食は給食センターで回収、飛沫感染防止のため、児童生徒の机、パーティションの設置等を実施してございます。

次に5点目についてであります。パソコンを持ち帰っての学習には、大きく分

けてタブレットドリルによる個別学習とオンラインによる学習の二通りの学習ができるように進めてございます。オンラインによる学習につきましては、現在全ての家庭がインターネットに接続できる環境ではございませんので、オンラインによるミーティングや短時間の授業を試験的に行っているところでございます。

W i - F i 環境がない家庭への対策として、今議会におきましてご承認いただきました令和3年度一般会計補正予算（第8号）におきまして、貸出し用のルーターの購入費を計上しておりましたので、早急に対応してまいります。

その他の課題としましては、小学校低学年では、児童1人でオンラインに接続することが難しい場合があること、また自宅には通信環境が整ってはいるが、祖父母宅に預けられた場合に通信環境がない場合がある、こういったことが上げられております。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点について再質問いたします。

1点目として、国では当初2回目接種後、8か月後に3回目接種を行うよう発表されていきました。しかし、自治体の判断で、例外的に6か月以上経過も可能とする方針が出されています。今後、市民が感染しないため、またクラスターを発生させないためにも、早期のワクチン接種が求められています。つきましては、本市として、3回目のワクチン接種についてはどのような方法で行っているのでしょうか。

2点目として、12歳から19歳の10代の2回目接種率が68.1%との答弁がありましたが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまでもご本人が納得した上で接種する努力義務となっており、また先ほどの答弁では、目標接種率が70%と想定していることから、接種率が少ないかと思いましたが。現在、市内放送でワクチン接種に向けた広報啓発を行っていますが、子供や10代の接種率向上に向けた取組が、再度必要ではないかと思えます。市として、市内放送以外でどのような方法を考えているのでしょうか。

3点目として、3回目のワクチン接種は、たしか18歳以上が対象となっていると思いますが、12歳から17歳の方はどのようなになるのでしょうか。

4点目として、小学校における基本的感染防止対策において、市内の小中学校で陽性者が発生した場合、どのような対応を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目の3回目のワクチン接種についてはどのような方法で行うのかについてでございますが、3回目の接種は、18歳以上の市民を対象に、令和3年12月より開始しました。現在、各医療機関での個別接種と総合保健福祉センターでの集団接種を並行して進めております。個別接種では、半数以上の医療機関でファイザー社のワクチンを使用する一方、一部の医療機関でモデルナ社のワクチンを使用し、集団接種におきましてはモデルナ社のワクチンを使用しております。

続きまして、2点目の従来接種率向上に向けた取組について、どのような方法を考えているのかについてでございますが、接種率向上に向けた取組としましては、接種勧奨チラシを3月号広報に同封したほか、スーパー、ドラッグストア等にポスター掲示と併せチラシの配置を依頼しております。また、市ウェブサイトにも関連記事を掲載し、周知啓発に努めております。このうち5歳から11歳までの子供に対する接種については、厚生労働省のウェブサイトにリンクしております。

3点目の再質問、12歳から17歳までの方のワクチン接種はどのようなになるのかについてでございますが、現時点では国から具体的な接種方針等は示されておられません。早ければ本年4月から、12歳以上17歳以下の方に対する追加接種が、予防接種法上の予防接種に位置づけられる見込みであり、各都道府県や市町村にも接種体制の準備を進めるよう、3月11日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室から事務連絡がございました。

なお、昨日、厚生労働省の専門部会が開かれまして、アメリカファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンを12歳から17歳への3回目接種に使用することが了承されました。取扱いを示した添付文書を見直し、本日開かれます厚生労働科学審議会での検討を経て、早ければ4月から公費による接種が始まる予定になっております。

市といたしましては、国の動向を注視し、準備していくとともに、追加接種の方針が固まり次第、円滑な実施に向け対応してまいります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質問の4点目、学校内で感染者が出た場合の対応についてお答えいたします。

児童生徒や教職員に感染者が確認された場合の対応としましては、岩出保健所と協議を行い、臨時休業や学級閉鎖等の必要性を判断いたします。特にオミクロン株

の蔓延以来、その感染力の強さから、これまで以上の早急な対応が求められるようになってございます。

岩出保健所の方針としましては、学級内に感染者が確認された場合、発症から48時間遡って、他の児童生徒との接触があった場合は、最終接触日の翌日から数えて5日間の学級閉鎖措置としており、感染者の療養期間、濃厚接触者の自宅待機期間についても岩出保健所の指示となります。

療養期間中の感染者への健康観察につきましては、岩出保健所において電話等で行われ、発症の翌日から10日後に症状がなければ日常生活が再開可能ということになってございます。

閉鎖となった学級や教室周辺の消毒につきましては、その都度、実施しております。また、閉鎖となった学級で、感染者以外の児童生徒や教職員については、市が実施しているPCR検査を行い、感染の拡大防止に努めているところでございます。

なお、感染や濃厚接触、学級閉鎖等により出席停止となっている期間の学校給食費につきましては、3月の引落し分で精算させていただくこととしてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、PCR検査について質問を行います。

最近になってから5歳以上の子供のワクチン接種ができるようになりましたが、従来からはワクチン接種ができない子供を守る手段は、PCR検査しかないとの判断もあり、多くの家庭で不安を感じていたという声もよく聞きます。

新型コロナウイルス感染症は、家庭内感染が多く、大人から子供への感染がほとんどであると報道されてきました。しかし、現在のオミクロン株では、子供の感染が多くなり、先ほども申し上げましたが、スポーツ少年団がクラスターとなるなど、子供の感染も拡大している状況です。仮に感染が確認された場合、クラスターの発生防止するためにもPCR検査は効果的であると考えます。そうしたことから、本市においても、2月3日から岩出市臨時PCR検査センターを設置し、ドライブスルー方式にて無料検査が実施されています。

そこでお尋ねいたします。1点目、県の施策として、薬局等でPCR検査等無料化事業を実施されていますが、今回、市としてPCR検査の実施に至った経緯と検

査方法並びに事業費についてお伺いいたします。

2点目、このPCR検査の実施に当たって、市民の反応はどのように把握しているのでしょうか。

3点目、PCR検査の実施については、現在どのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員、2番目のご質問、PCR検査についての1点目、PCR検査を実施するに至った経緯と検査方法並びに事業費についてです。

臨時PCR検査は、感染者の増加に伴い、保健所によるPCR検査の実施範囲が縮小されたことから、市独自の対策として、市内の保育所や幼稚園、小中学校等で陽性者が出た場合、希望する園児、児童生徒及び職員に対し無料で実施するものがあります。検査方法については、ドライブスルー方式で唾液の採取を行い、外部機関に検査を委託しています。事業費については、総額で540万円を見込んでおり、その財源は全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

2点目の市民の反応ですが、学校等を通じ、無料でPCR検査を受けられた上、陰性が確認できて不安が解消したとのご意見をいただいております。

3点目のPCR検査実施状況についてです。2月3日から随時実施しており、3月17日までに8回、延べ408人の検査を実施いたしました。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点再質問いたします。

1点目として、PCR検査の効果、成果をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査の検体採取は、医師が行う医療行為になると思います。そのため本市で実施しているPCR検査はドライブスルー形式によるものですが、医師の適切な関与の下で行われているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、今まで実施したPCR検査の結果、陽性者を確認したことがあったのでしょうか。また、仮に陽性者を確認した場合、どのように対応されるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目、臨時PCR検査の効果、成果については、検査を受けることにより感染拡大の未然防止に加え、感染不安者の検査費用負担の軽減に役立っているものと考えております。

2点目、PCR検査のやり方には、鼻咽頭拭い検査と唾液検査の二通りがあります。鼻咽頭拭い検査は医療行為に当たりますが、本市が実施している唾液検査は医療行為に当たらず、保護者または本人自身で採取できます。しかし、医師がPCR検査の場にいることにより、医師の指導の下、保健師が検体採取等の正しい知識を保護者または本人に説明できることから、産業医でもある奥医師に検査の場に立ち会っていただいております。

3点目でございます。検査を受けた408人のうち陽性者が5人確認されています。検査結果については、各担当課から保護者へ報告します。また、陽性者が確認された場合は保健所と医師に報告し、医師が確認した上、発生届を保健所に提出します。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 3番目、避難行動要支援者について質問を行います。

東日本大震災から10年以上経過しましたが、去る1月16日には、トンガで起こった海底火山の大噴火で、日本に津波警報が発令され、また全国各地で震度5弱の地震が頻繁に発生するなど、いつ大規模な地震が起きてもおかしくない状況となっています。そのため大規模災害時には、自主防災組織などが中心となり、避難行動要支援者の避難を安全に迅速に対応する必要があることから、今回質問することといたしました。

避難行動要支援者名簿は、平成23年の東日本大震災において、被災地全体の被害者が、高齢者や障害者などの要支援者と呼ばれる方に集中したことから、平成25年の災害基本法の一部改正により、自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方の名簿の策定が義務づけられました。しかし、策定に際しては、本人の同意を得て情報提供することになるため、慎重な取扱いが必要となってきます。

そこでお尋ねいたします。1点目、当市の避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲と対象者人数及び登録者数はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、避難行動要支援者への対応についてであります。災害時には、自助・公助・共助という言葉もありますように、それぞれに役割があります。そのため要支援者に対しては、地元の自主防災組織や民生委員、児童委員等が支援することになるかと思いますが、災害時、この名簿を使って、誰がどのように支援し、どう対応するか、お伺いいたします。

次に3点目、個別避難計画の作成についてであります。災害に備え、高齢者や障害者等の避難方法などを事前に決めておく個別計画では、1人での避難が困難な高齢者や障害者などの災害弱者への適切な避難支援に有効とされています。この個別計画の作成は、義務ではないものの、内閣府の避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で、さらなる避難行動支援のための取り組むべき事項の中に示されています。

令和3年3月に消防庁が公表した、令和2年10月1日現在、個別計画の未策定団体は577団体、未策定率33.4%となっており、着実に取組は進んでいるものの、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた一層の取組が求められていました。そうしたことから、他の自治体では計画の作成を迅速かつスムーズに行うため、ケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のサービス等の利用計画を作成する際に、一緒に作成しているとの報道もありました。

そこでお尋ねいたします。当市の個別避難計画は誰が作成しているのでしょうか。また、当市の作成の進捗状況についてもお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、避難行動要支援者についてお答えいたします。

ご質問の1点目、要支援者名簿に掲載する対象者の範囲、対象者の人数及び登録者数につきましては、本市において避難行動要支援者名簿に掲載する対象者は、在宅で生活している要介護3から5、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方、その他指定難病、特定疾患等の疾病で療養中の方のうち必要な個人情報をも市に提供することに同意した方などで、その人数は2月末で1,729人となっています。名簿にはこれらの対象者を掲載することから、名簿の人数も同数となります。

続いて2点目、避難行動要支援者への対応及び3点目、個別避難計画の作成と進捗状況については一括でお答えいたします。

個別避難計画の作成は、令和3年度から市町村の努力義務となっており、作成の主体は市町村とされています。この計画を用いることにより、災害時の避難支援の実効性を高めていくことが重要となります。個別避難計画の作成の対象は、平常時から消防機関や警察などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することに同意した方のうち、計画作成を希望される方となり、進捗状況につきましては、2月末現在、名簿情報提供同意者366人のうち68人分を作成しております。

個別避難計画に記載する内容には、要支援者の基本情報のほか、避難場所及び避難経路、家族や地域の方など、要支援者の避難を支援する避難支援等実施者を記載することとなっておりますので、計画作成により、災害発生時、誰がどう支援し、どう対応するかが明確になります。しかし、計画作成者のうち近所付き合いがないなどの理由で、約3分の1の方は避難支援等実施者がおらず、計画作成における課題となっております。

個別避難計画を作成することにより、災害発生時の避難場所や避難方法、自分の住む地域のハザード、浸水想定区域などの状況、持ち出しが必要な薬や医療機器などをあらかじめ確認するため、要支援者自身の災害対応の意識を醸成するとともに、避難に対する意欲が高まることから、計画作成は避難支援を実効性のあるものにするための有効な手段の1つと考えますので、今後も個別避難計画の策定を計画的に進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、名簿に登録されている人数は、2月末で1,729人との答弁でありました。本人の同意の有無によって、名簿情報を避難支援等関係者に提供することになると思いますが、どのタイミングで関係者に提供しているのでしょうか。また、情報提供人数はどのぐらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、要支援者の情報の更新はどのくらいの期間で、またどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、作成の進捗状況については、366人のうち68人分との答弁でありましたが、当市においても個別避難計画の作成が進んでいない状況であると感じました。現在、コロナ禍であり、本人等との面談できない状況であると思いますが、個別避

難計画の作成が進んでいないのは、何が原因と捉えているのでしょうか、お伺いいたします。また、先ほども申し上げましたが、迅速かつスムーズに行うためにも、他の自治体で行っているように、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用して、早期の策定につなげていただきたいと思います。市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、避難支援等関係者への名簿情報の提供のタイミングはいつか、また情報提供人数は何人かということですが、警察、消防、社会福祉協議会への名簿情報の提供は、毎年3月に行っております。また、民生委員・児童委員については、高齢者世帯調査依頼時にお渡ししており、令和3年度は10月に提供しております。令和3年度の情報提供人数は、警察、消防等には、名簿情報提供に同意した方366人を今月末に提供予定となっております。また、民生委員・児童委員には、それぞれの担当地域に在住する要支援者のみの名簿を提供しております。

続いて、2点目の要支援者の情報の更新の期間はいつかということですが、年に1回、名簿を抽出し、更新しており、更新時期は3月を基本としています。

3点目の個別避難計画の作成が進んでいないのは、何が原因と捉えていますか。他の自治体で行っているように、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用して早期の策定につなげていただきたいと思います。市の考えはということですが、個別避難計画の作成が進まない理由といたしましては、ここ数年はコロナの影響で訪問がしづらいことが一番の要因ではありますが、そもそも要支援者には人工呼吸器を使用しているなど、医療的かつ専門的な支援が必要であったり、訪問しても要支援者に内容が伝わりにくく、うまく聞き取りができない場合など、職員だけでは作成が難しいケースが多くございます。

また、避難支援実施者がいないなどの課題もあるため、令和3年度は、要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員、また民生委員・児童委員に訪問時同席いただき、情報提供が図れるよう、それぞれの会議などの機会にお願いしてきたところであり、今後、これらの関係者と連携し、作成していきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 ９番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

最初に、学校における防災教育についてです。

平成23年３月11日の東日本大震災から11年がたちました。また、先日の３月16日の夜中、二度にわたる激しい揺れに多くの人々が不安を抱きました。震度６強の地震は、福島、宮城の両県に爪痕を残しております。地震で犠牲になった人々のご冥福を祈るとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

近年、各地で頻発する震災を鑑みると、私たちは災害と災害のはざまに暮らしている気がしてなりません。近い将来、かなりの確率で起こるであろうと予測されております南海トラフ地震、本市におきましては、北部に活断層もあり、今後予想される大震災に向けて、備え以上のことはできないとの思いで、様々な事柄に着手し、事前防災に努めております。

11年前の東日本大震災、岩手県釜石市では1,300人もの方が亡くなったり、行方不明となっております。市内にある鵜住居（うのすまい）地区でも壊滅状態となりました。しかし、この地域の鵜住居小学校と釜石東中学校にいた生徒約570人は、全員避難することができました。これが有名な釜石の奇跡と呼ばれております。

地震直後の鵜住居小学校では、校舎の３階に児童が集まりましたが、隣の釜石東中学校では、生徒が校庭に駆け出しておりました。これを見た小学校の児童は、日頃から釜石東中学校と行っていた合同訓練を思い出し、自らの判断で校庭に駆け出し、500メートル先の高台に避難いたしました。津波の状態を察知し、さらに高台へと駆け出し避難をしました。この後、津波は堤防を越え、学校やまちは津波に飲み込まれてしまいましたが、児童生徒は全員無事に避難することができました。

釜石の奇跡は、子供たちが単に運がよかったからというのではなく、地域で日頃から行われていた防災教育を学んだ子供たち、自分たちがふだんから行っている行動を当たり前実践した結果が起こしたもののなのです。子供たちは自らの手で登下校時の避難計画を立て、津波の驚異を学ぶため、年間５時間から十数時間の防災授業を受けておりました。この背景には、群馬大学片田敏孝教授の提唱する、想定にとらわれない、状況下において最善を尽くす、率先避難者になるとの避難３原則を

全生徒が徹底して身につけていたのです。

「100回逃げて、100回来なくても101回目も逃げ出す、逃げて」と。釜石市の津波到達点を示す石柱に刻まれた中学生の言葉です。強い警戒が呼びかけられている今、自らの命を守る行動を最優先する必要があると思います。

本市もこの教訓を基に、平成26年3月、岩出市学校防災マニュアルを作成し、災害時の対応等をマニュアル化しております。その中で災害に備えての教職員の心得として、児童生徒の在校時の安全確保は学校が主体となります。このとき校長を中心とする教職員は、災害対策の主人公となります等云々とありました。

そこで質問ですが、この岩出市学校防災マニュアルに沿った教員への研修方法は、また防災訓練の実施状況は、そして釜石市のように生徒一人一人が自分の命を自分で守る、余裕があれば仲間も守るという自助と共助の考えを養う防災教育の現状はについて、3点お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 大上議員の学校における防災教育について、一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。和歌山県教育委員会が実施する防災リーダー研修会に、各校1名の管理職または学校安全主任が参加し、講演会と演習を受講してございます。各学校におきましては、岩出市学校防災マニュアルに基づき、危機管理マニュアルを作成し、各校の教育計画に掲載しており、教職員はこの危機管理マニュアルに基づき避難訓練を実施してございます。

次、2点目、実施状況でございますが、小学校では、火災、地震及び不審者侵入の3種類の避難訓練を実施しておりまして、加えて、岩出小学校では洪水被害が想定されておりますので、洪水に関する避難確保計画を作成し、浸水時を想定して、校舎の3階から屋上にかけて避難する訓練も実施しております。

中学校では、地震を想定した避難訓練に重点を置いております。毎年11月5日の津波の日には、全ての小中学校において、大地震発生を想定した避難訓練を実施し、訓練終了後には防災無線を使用して教育委員会に訓練状況を報告させております。

また、全ての小中学校では、年1回、那賀消防組合那賀消防署員の立会いの下で訓練を行い、訓練後には管理職が消防署員から講評を受けております。また、令和2年9月に作成しました岩出市避難所開設初動マニュアルにおきまして、各学校は避難施設に指定されておりますので、各校の避難訓練時に避難所の開設も想定した

訓練を組み入れております。

3点目の防災教育の現状についてであります。小中学校とも那賀消防組合の協力をいただき、様々な体験活動を通じた防災教育を実施しており、小学校では低学年の煙避難体験、中学校では防災センターの見学と日常の備えについての学習、小学校6年生では子ども防災博士意見発表会に向け全員が防災に関する作文を書いております。中学3年生では那賀消防組合と岩出市消防団の協力を得まして、全員が学校で防災訓練を受けており、その内容は、応急手当、心肺蘇生法、水消火器による消火訓練、マンホールトイレの見学、津波・洪水からの避難について学習をしてございます。

また、教育委員会の事業で、平成20年度から中学生を対象として防災ジュニアリーダー養成講座というのを実施しております。通算で428名が普通救命講習修了証を取得してございます。なお、防災ジュニアリーダー養成講座を修了した生徒には、市の地域防災訓練において講師として参加していただき、防災訓練のお手伝いをさせていただいております。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点再質問させていただきます。

中学生を対象とした防災ジュニアリーダー養成講座、大変すばらしい取組と思います。そのジュニアリーダー養成講座を修了した生徒が地域防災訓練において講師として参加しているとのことですが、こういった役割をしているのでしょうか。

もう1点、先ほどのご答弁でもありましたが、中学3年生を対象に、那賀消防組合や岩出消防団の協力の下、防災訓練を受けているということでした。島根県の松江市でも消防団員が小中学校などに出向いて防災教育を実施するという新聞記事を見ました。本市教育委員会も取り組んでいただいている内容で、災害に関する授業や避難訓練を通じて防災意識の向上につなげており、総務省消防庁はその活動を後押ししております。消防団にとっても、団員数が減少する中、将来の担い手育成に向けて、消防団をPRする機会にもなっているそうです。

その事業は、消防機関と学校が相談した上で、その地域の災害リスクに応じた内容とし、消防車両の見学や避難訓練、避難所運営の体験学習なども実施しているものだそうです。この活動に消防庁は200万円を上限に助成し、消防団の活性化に関する先進的な取組を各都道府県に最低1か所以上を募集しているそうです。本市でも課題となっている消防団の成り手不足解消に向けて、この総務省の後押しするモデ

ル事業に参加するべきかと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

防災ジュニアリーダー養成講座修了した生徒が、地域防災訓練においてどういった役割をしているのかということでございます。地域防災訓練につきましては、令和2年度と令和3年度の2か年、これ新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ということで開催しておりませんが、過去の実績では、新聞紙で作成する簡易スリッパの作成方法について、訓練の参加者に教える活動に参加していただいております。今後も1人でも多くの生徒に防災ジュニアリーダー養成講座に参加していただいて、防災教育、防災訓練の重要性を認識させていきたいと考えてございます。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

消防団による防災教育については、中学校での防災訓練において、消火器の使用方法についての指導を実施しております。消防団員による防災教育は、防災意識の向上や消防団のPR、さらには将来の担い手確保にもつながるものと考えます。

しかし、モデル事業への参加につきましては、今後の検討課題と考えます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 続いての質問は、マイナポイント事業についてです。

行政手続のオンライン申請などに役立つマイナンバーカード、その普及に向け、2020年9月から昨年末まで同カードを取得した人を対象に、キャッシュレス決済での買物に使える最大5,000円分のポイントを付与するマイナポイント事業が開始されておりましたが、本年1月1日からは、最大2万円分を付与する第2弾の事業がスタートいたしました。

ここで1つ目の質問に、マイナポイント事業第2弾の目的と仕組みについて、2つ目に、最大2万円のポイント付与方法、そして利用方法についてお伺いします。また、住民の皆様方からポイントが欲しいが手続が煩雑でよく分からないというお声を聞きます。デジタルに苦手な方々も含め、希望する全市民へ本市の体制につい

て、また、赤ちゃん、未就学の子供たちも含め、未成年者の申請はどのようにするのか、教えていただけますでしょうか。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員、2番目のご質問、マイナポイント事業についての1点目、マイナポイント事業第2弾の目的と仕組みについてです。

マイナポイント第2弾は、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントを付与する国の事業です。

2点目、最大2万円のポイント付与方法と利用方法についてです。

マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、健康保険証としての利用登録、公金受取口座の登録を行った方に各7,500円相当のポイントが、クレジットカードやプリペイドカード等のキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与され、幅広いサービスや商品の購入などに利用できます。

3点目、希望する全市民へ本市の体制についてです。

南庁舎東側駐車場内に、マイナンバーカード臨時交付窓口用の仮設庁舎を設置します。こちらではマイナポイントの申込みやカード申請手続の支援を行うとともに、無料写真撮影サービスを含めたサポートを行ってまいります。

4点目、未成年者の申請についてです。

15歳未満の未成年者におけるマイナポイントの予約申込みについては、法定代理人が行うことができます。15歳以上の未成年者は、本人が手続を行えますが、やむを得ない場合には、原則として本人同席の下、法定代理人が手続を行うことができます。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 3点再質問をいたします。

1点目に、政府としまして、将来、マイナンバーカードは運転免許証とも一体化の方向を示し、2022年度末まで、国民のほぼ全員がマイナンバーカードを保有することを目標としております。全国的にも、このマイナポイント事業第2弾、開始して一気に普及は上がってくると想定されますが、本市の普及目標とそのカードを利用した行政サービスの今後のめどについてお聞かせください。

2点目は、15歳以上の未成年者が利用できるキャッシュレス決済サービスには、

どのようなものがあるのでしょうか。

3点目として、付与されるマイナポイントを使う上で、決済サービスの銘柄によっては、使えるところと使えないところがあると思うんです。若い世代の方であれば、使えるお店を選び、臨機応変に対応できるんですが、シニアの大半の方は、なじみのお店等での買物が想定されることから、本市としましても、できれば岩出市内でポイントを利用いただけるために、岩出市商工会加盟店のそれぞれのお店がどのキャッシュレス決済サービスに対応しているのか、それを案内することで、ポイントを利用する住民が、どのキャッシュレス決済サービスを使用しやすいのかということを選択しやすいと思うんですが、そのような一覧表というのをご案内することができないでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問についてお答えします。

1点目、現在のマイナンバーカードの普及状況とマイナポイント第2弾による普及率のめどはということですが、令和4年2月末時点の交付枚数は1万9,691枚、住基人口に対する交付率は36.5%です。マイナポイント事業第2弾の円滑な実施により、交付率55%を目標としております。マイナンバーカード普及に伴う今後の行政サービスのめどはということですが、マイナンバーカードの利便性向上、行政のデジタル化推進の観点から、今後、マイナンバーカードの所有者の転出・転入手続のワンストップ化を予定しております。

2点目の15歳以上の未成年者が利用できる決済サービスについてです。本人名義のQRコード決済や電子マネー等の決済サービスをご利用いただけます。また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義の決済サービスをポイント付与対象として申し込むこともできます。

3点目、岩出市商工会において、マイナポイントが利用できる店舗一覧等は作成しているのかということについてですが、岩出市商工会において、マイナポイントが利用できる店舗の一覧表は作成しておりません。なお、マイナポイントが利用できる決済サービスにつきましては、市民課窓口で案内しております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時48分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で、1番目に、带状疱疹ワクチンについて、2番目に、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨の再開について、3番目に、和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組についてのこの3点をお伺いいたします。

1番目、带状疱疹ワクチンについてです。

市民の方から、最近、知人が带状疱疹になり、痛みが強くてとても苦しかった。その上に疱疹が目にも広がり、危うく失明の危機にもあったと聞いた。怖い病気であり、人ごとではないと思った。テレビで带状疱疹はワクチンを接種することで予防できると知り、ワクチンを打つと伺いました。

そこで带状疱疹について調べると、带状疱疹の原因は水ぼうそうと同じウイルスで、子供の頃にこのウイルスに初めて感染すると水ぼうそうを発症します。そして、水ぼうそうが治った後も、ウイルスが神経節という部位に潜んでいて、免疫力が低下するとウイルスは再び活動し増殖し始めるということです。症状については個人差がありますが、多くは皮膚の違和感やかゆみ、しびれとして感じる程度から、ぴりぴり、ずきずき、ちくちくと針で刺されたような痛みや焼けるような痛みまで様々です。

その後、水膨れを伴う赤い発疹が神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名づけられました。発疹や水膨れなどは治療を行わなくても治る場合もありますが、治療が遅くなったり、治療されないまま放置されると、頭痛や39度以上の発熱などの全身症状が現れることもあり、特に首から上の带状疱疹は、重症の場合、失明や顔面麻痺、難聴を引き起こすことがあるということです。

带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により、2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、効能、効果が追記されました。带状疱疹の予防接

種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律では、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進すること、これは第4条の第3項にうたわれています。

そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐ、予防するという観点からお伺いいたします。

1点目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのかをお伺いします。

また2点目として、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はされているのかをお伺いします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、带状疱疹ワクチンについての1点目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるかにつきましては、带状疱疹とは、水痘と同じように、水痘・带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。初めは、皮膚がぴりぴりするような痛みを感じ、時間の経過とともに、赤みや水泡形成などの皮膚症状が現れます。時に全身に水痘のような発疹が広がる場合や、顔面神経麻痺や視力障害を来すこともあります。また、带状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、80歳までに約3人に1人がかかるとされており、高齢者や免疫力が著しく低下した方が発症しやすいと言われております。

予防接種の効果としましては、ウイルスに対する免疫力を高め、病気の発症や重症化を抑えることができると言われています。带状疱疹ワクチンの接種対象年齢としましては、50歳以上となっております。

続いて2点目、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのかにつきましては、現在、国の審議会におきまして、定期接種化について議論されているところでございます。現在は任意接種となっておりますので、市としましては、周知や接種の推進は行っておりませんが、定期接種となりました場合には、周知等をし、接種につなげていきたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えいただきましたが、带状疱疹は、80歳までに3人に1人がかかるというふうに言われております。岩出市においても、症状の個人差はあるものの、

多くの方が罹患されているのではないかとおもわれますが、市民の方からそういう相談はないのでしょうか。

次に、冒頭にお伝えしました市民の方は、帯状疱疹のワクチンを接種したが、保険が利かない、実費を支払ったけど高かったと。市で幾らか負担してくれないものかというふうに話しておられました。まだ国のほうで審議中であり、定期接種とはなっておりませんので、任意接種ということで保険が利きません。かなりの高額で、2万円ほどかかったというふうにも聞いております。

そこで調べましたところ、ワクチン接種費用を助成している自治体もあるということなんですけども、定期接種というふうになるまでの間ですけども、経済的負担を軽減するために、接種費用を助成する、そのような考えはないのかをお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 帯状疱疹について、市民からの相談はないかという再質問についてでございますが、帯状疱疹ワクチンを接種できる医療機関についてのお尋ねはありましたが、特に相談はございません。

続いて、帯状疱疹ワクチン接種費用に対し、市から助成する考えはありませんかということでございますが、帯状疱疹ワクチンは、希望する方が各自で受ける任意接種とされておりますので、市から費用を助成する考えはございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目に、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨の再開についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、日本では年間約1万人が発症し、約2,800人が死亡していると言われております。子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、2013年4月、予防接種法に基づき定期接種化され、小学6年生から高校1年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。しかし、接種後の様々な症状が報告されたことにより、僅か2か月後の2013年6月より、国は接種の積極的勧奨を差し控えるとした

ため、多くの自治体が対象者への通知を止めてしまい、公費助成当時の接種対象者であった1994年度から1999年度生まれの女子では、70%近くあったHPVワクチン接種率が、一時1%未満にまで激減していました。

このことについては、WHOは最新の世界各国における解析結果と科学的根拠に基づき、HPVワクチンの安全性と有効性を繰り返し確認する一方で、日本において若い女性が本来予防し得るHPV関連がんのリスクにさらされている状況を危惧し、安全で効果的なワクチンが使用されていない日本の政策決定を批判する事態となっていました。

現在、世界では100か国以上で予防接種が行われ、英国、オーストラリア、カナダなどでは接種率が80%を超えています。昨年10月1日に開催された厚生労働省の専門部会では、HPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけました。また、11月12日に再度開催された同部会では、再開に向けた課題について、対応を整理した上で、積極的勧奨を再開することを正式に承認しました。

それを受け厚生労働省は、昨年11月、中止していた子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨について、今年4月から再開するよう全国の自治体に通知いたしました。

そこでお尋ねいたします。1点目、市における子宮頸がん罹患者の過去5年間の推移についてお聞きします。

2点目、HPVワクチンの定期接種について、どのような周知方法を予定されておりますか。

3点目として、本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったところ、その情報を得られずに接種の機会を失った方たちについては、どのような配慮がなされるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2番目、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的勧奨の再開についての1点目、市における子宮頸がん罹患者の過去5年の推移はにつきましては、和歌山県健康推進課が取りまとめた報告書によりますと、2016年、平成28年分が直近のデータであり、過去5年間では、2012年は15人、2013年は14人、2014年は10人、2015年は岩出市単独のデータではなく、紀の川市と岩出市の2市の合計で34人となっており、データがないということなんですけども、なって

おります。また、2016年は14人となっております。

続きまして、2点目のHPVワクチンの定期接種対象者に対してどのような周知方法を予定しているかと、3点目、定期接種対象年齢でありながら情報を得られず接種の機会を失った方への配慮はどうかについて、一括して回答いたします。

HPVワクチンの定期接種対象者は、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子で、平成18年4月2日生まれから平成23年4月1日生まれになります。対象者には、令和4年5月初旬に個別通知による接種勧奨をする予定にしています。また、標準的接種の対象年齢である中学1年生と定期接種の最終年齢である高校1年生相当には、勧奨通知以外に予診票も同封することとしています。

定期接種対象年齢でありながら接種の機会を失っていた方は、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの女子となります。この年齢の対象者にも令和4年5月初旬に個別通知による接種勧奨をする予定にしています。

また、接種勧奨の再開により多くの方が接種対象となることから、接種予約の混雑を避けるため、年齢の高い平成9年4月2日生まれから平成12年4月2日生まれまでの方に、勧奨通知以外に予診票も同封することにしています。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今、対象年齢の女子には個別通知により接種勧奨が行われ、定期接種対象年齢でありながら接種の機会を失っていた方にも個別通知による接種勧奨が行われるとお答えいただきました。

その中で、予診票が同封される方と同封されない方がいるということですが、予診票が同封されていない方も接種することができるのか、また接種するにはどうしたらいいのかをお聞きいたします。

次に、定期接種の対象者及び接種の機会を失った対象者は、それぞれ何人かをお答えください。

日本産科婦人科学会ウェブサイトによりますと、子宮頸がんの発症のピークについて、以前は40歳代から50歳代でありましたが、最近では20歳代から30歳代の若い女性に増えてきており、30歳代後半がピークとなっているとのことです。若いうちに子宮頸がんを正しく理解することが大切です。

最後に、児童生徒を対象としたがん教育や講演会の実施などに力を入れるべきと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問についてお答えいたします。

予診票が同封されている対象者以外は接種することができないのかということと、また接種するにはどうしたらよいのかということですが、予診票が同封されていない方でも、定期接種の年齢及び接種の機会を失った年齢の方は、全て無料で接種することができます。接種を希望する場合は、子ども・健康課で予診票を発行いたします。

続きまして、定期接種の対象者及び接種機会を失った対象者は何人いるのかということですが、定期接種の対象者である小学6年生から高校1年生相当の女子は1,266人です。接種機会を失った対象者である平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの女子で、未接種者は2,122人でございます。

それから、3点目の再質問のがん教育の推進ですね、子宮頸がんワクチンの接種勧奨に当たって、学校でのがん教育が重要であるので、併せて実施するような考えはないのかということですが、子育て世代包括支援センターでは、市内の小学校全てにおいて、2年生、4年生、6年生を対象に、命を大切にする授業を実施しています。6年生は、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の定期接種の対象年齢でもありますので、自分の命を大切にする、自分を守るという授業の目的から考えても、今後必要だと思いますので、検討してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

（な し）

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組について、お伺いいたします。

学習指導要領の見直しにより、英語教育が2020年度から大きく変わりました。小学校3年生から英語教育がスタートする一方、県では中学校卒業時には英検3級相当を目指した授業が展開されると聞いています。グローバル化が進む新時代に対応するのが狙いで、日常会話は中学生レベルの英語力で大丈夫とか、中学生レベルの英語力があれば英会話ができると言われているものの、ネイティブスピーカーとの英会話の場面では通用しないとされてきた日本の英語教育に、本格的なメスが入ります。

読む力と書く力を重視した従来の基準が改められ、聞く力、話す力、読む力、書く力を評価するよう変わります。県教育委員会によりますと、中学生に意欲的に英語学習に取り組ませるとともに、英検の結果を活用した授業改善を進めることで、英語によるコミュニケーション能力に必要な4技能、聞く、話す、読む、書くの向上を図るという目的で、中学3年生を対象に、実用英語検定、通称英検ですが、これを実施しております。

対象は中学3年生全員で、原則3級を基本にしており、検定料は県が負担します。毎年秋に一次試験を各学校で行い、二次試験を県内約10会場で行います。県では、この事業に多額の税金を費やしており、従来の読み書きの英語から脱却し、聞いて話せる人材の育成に力を注いでいます。次代を担う子供が広く世界で活躍できるよう、実践的な英語力の向上に取り組むことは、将来の発展を見据えた教育方針で大変評価できると感じます。

和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組について、3点お聞きいたします。

1点目、この事業はいつから始まったのか、お聞きします。

次に、対象は中学3年生全員で、原則3級を基本にしているということですが、英語検定3級の受験者数と合格率についてお教えてください。

3点目として、目的とするコミュニケーション力の向上についてはどうかをお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 和歌山県国際人育成プロジェクトに係る本市での取組についてのご質問に、一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本事業は平成24年度から和歌山県において実施され、中学校3年生への外部検定試験の実施は、平成27年度から始まっておりません。

2点目の英語検定3級の受験者数と合格率についてでございますが、令和3年度の実績で278人が受験しており、合格率は40.3%でございます。

3点目、コミュニケーション能力の向上はどうかについてでございますが、中学校3年生への外部検定試験が開始される以前と比較しますと、ALTを小中学校に1名ずつ配置したこともあり、授業内での言語活動は増加してきております。

県教育委員会では、1単位時間内で児童生徒が言語活動を行っている時間の占め

る割合が50%以上あると回答した教員の割合を80%に目標としておりますが、現状、本市の小学校では51%、中学校では15%となっております、県の平均を下回っております。外国語教育担当職員の教員の指導力向上と授業改善が課題となっております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 A L Tを小中学校に1名ずつ配置したこともあって、授業内での言語活動は増加してきているということですが、1単位時間内での言語活動を行っている時間の占める割合については、小学校では51%、中学校では15%とのことですが、小学校と中学校でコミュニケーション活動の時間に差があるのはどうしてでしょうか。

それと、A L Tが小学校6校で1名ということは、足りないのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

小学校の外国語の教科化、令和2年度から開始されまして、全国一律にコミュニケーション能力向上を目指した4技能、聞く、話す、読む、書くがバランスよく含まれた授業展開例が示されてございます。

しかし、中学校では昭和時代からの文法重視の英語教育が根強く残っており、コミュニケーション重視の授業改善が思うように進んでいないのが現状でございます。

本市では、この状況からの脱却を図るため、英語教育改善プラン推進事業を実施し、教員の指導力向上と授業改善を図ってまいります。

小学校のA L Tにつきましては、現在、1週間ずつ各校を回っておりますので、6週間間隔の配置となっております。コミュニケーション能力向上のためにも、小学校A L Tの増員につきましては、今後の検討課題としてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭、第一声としまして申し上げさせていただきます。今なお長期間にわたって新型コロナウイルス感染症医療対策に携わる全ての皆様に、心から感謝と敬意を表させていただきますと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、今回、危険な盛土、切土について、そしてヤングケアラー・ダブルケアについて、この2つの点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

まず、危険な盛土、切土について、5点お伺いします。この質問は、昨年、静岡県熱海市で発生した土石流災害で問題視されている盛土に関して、昨年7月以降、国は盛土による災害防止のための盛土総点検を命じており、昨年12月21日、和歌山県盛土総点検が完了したことで、本市の現状と今後の対応に注視し、定義していきたいと思えます。

初めに、この災害で犠牲になられた方々、いまだに行方不明の方もおられます。犠牲になられた方々、心からご冥福をお祈り申し上げます。そして、被災地域の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

補足情報ですが、令和4年2月25日報告では、人的被害、犠牲者、災害関連含む27名、住宅被害98棟となっています。今日、2014年、広島県、近年、九州を襲った豪雨災害、昨年の静岡県熱海市で大規模な土石流の原因となった豪雨をはじめ災害級の豪雨が多発しています。世界各地で起こる異常気象が異常でなくなりつつある中、地球温暖化に起因する気象変動と考えなければ、頻発する異常豪雨に対しても国と行政が連携して何らかの適応策を講じなければなりません。

しかしながら今回災害は、静岡県副知事が見解を示し、違法な盛土が原因と述べたように、この土砂災害は法令基準を大幅に超えた違法な盛土が原因としています。国は、2021年12月31日時点で、全国における土砂災害警戒区域等の指定状況として、和歌山県では土砂災害警戒区域2万1,879か所、うち土砂災害特別警戒区域2万296か所としています。土砂災害防止法に基づいて、土石流、急傾斜地崩壊、地滑りの警戒区域を満たす区域を足すと2万1,879か所になります。これは全国的にも9番目に多く、他人事では済まされません。

この災害を受け、昨年の7月7日、和歌山県の仁坂知事が、県内の土砂災害警戒区域などのうち、過去に盛土造成した箇所を洗い出し、総点検をしたと発表し、その後、10月20日に県内の盛土の点検結果を公表しました。その内容は、盛土が崩れ

て最も警戒する必要がある土石流の警戒区域5,505か所を航空写真で調査し、1996年以前の鮮明な写真と20年の写真を比べ、土石流発生のおそれがある土砂災害区域とその流域の盛土箇所を合わせた838か所のうち、その中から最優先すべき現地地点検箇所として76か所としました。

この問題は、天災のみならず、人災にも関連する問題で、想定外でしたので終わらせはいけない問題だと考えます。全ての市民が安心して安全な暮らしができる前提を脅かされた社会問題であるからです。そこで、この問題についてお答えください。

それでは質問ですが、1点目として、前文で県が指定した土砂災害警戒区域の838か所のうち、岩出市に該当する箇所は幾つありますか。

2点目としまして、県が最優先すべき現地箇所は76か所とありますが、岩出市に該当する箇所は。

3点目としまして、根来地区内の菩提川に関して、岩出市作成都市計画総括図、平成26年8月修正並びに国土地理院作成都市圏活断層図、粉河、平成8年9月発行及び岩出市作成、岩出市ため池ハザードマップ、令和3年3月作成によれば、当該箇所で防災重点農用地のため池である地蔵池に2本の流れが流入したこの下流で、菩提峠東側に根来断層の横ずれ活動によって生じた谷が2つある防災重点農業用のため池である砂防堤を経て、2本の流れが交わり、菩提川となっている場所です。

前記のため池ハザードマップで表示された浸水区域の市民から、菩提川周辺に関する相談を受け、質問します。

菩提川は河川法として該当するのか。また水量、川の流れに関して、どのように管理しているのか。現状、個人宅に直接的に流れる構造になっているがどうか。この点についてお聞かせください。

4点目としまして、現状から心配する声に対して、大雨時には当該水路南側に大量の盛土がされているが、土石流が発生する可能性があるのでは。また、この対策はどうか。

5点目として、周知の埋蔵文化財包蔵地としての関係はどうか。

この5つについてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、危険な盛土、切土についての1点目と2点目を併せてお答えいたします。

岩出市では、区域指定権者の県により土石流に区分される土砂災害警戒区域は40

か所、そのうち特別警戒区域に含むところが30か所、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は44か所、特別警戒区域は全ての箇所に含まれて指定されております。

また、和歌山県において、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害を踏まえ、盛土の総点検を実施し、令和3年12月に完了してございます。

点検方法といたしましては、航空測量データ等を活用し、岩出市では盛土箇所158か所を抽出し、その中から目視による現地点検を12か所で行っています。現地点検の結果、より詳細に調査を実施し、対策を行うべき箇所につきましてはありませんでした。

なお、盛土箇所158か所のうち、土石流に関する土砂災害警戒区域及びその流域における盛土箇所は11か所で、目視による現地点検を実施した箇所はありませんでした。

次に3点目、根来地区内の菩提川に関してについてお答えいたします。

議員ご質問の菩提川は、河川法上の河川かにつきましては、河川法上の河川ではなく、岩出市法定外公共物管理条例に基づき、岩出市が財産管理してございます。維持管理につきましては、隣接する土地所有者や水利組合と地域でご協力していただき、清掃などの日常管理等をお願いしてございます。

なお、水路の形態等の変更につきましては、岩出市法定外公共物管理条例に基づき、手続が必要となります。

次に4点目、大雨時には土石流が発生する可能性があるが、対策はどうかについてお答えいたします。

菩提川には、県が設置した土石流対策としまして、砂防堰堤が2基、床止工7基が設置されています。また、上流において新たな林地開発がなく、現在のところ、現地に設置している砂防施設で問題がないと考えてございます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 5点目についてお答えいたします。

県指定の土砂災害警戒区域内にある埋蔵文化財包蔵地として、根来遺跡と船戸山古墳が該当いたします。埋蔵文化財包蔵地内で土砂災害等が発生し、復旧作業等を実施する場合は、事業者や関係機関と埋蔵文化財の取扱いについて協議を行い、文化財保護法に基づく手続が必要となります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行います。

下流域に住む市民は、第一に安全であること、安心して生活できる環境を求めています。今年3月、宅地造成及び特定盛土等規制法を改正されると聞いているが、所有者、造成業者に対して、違反した場合は罰則が強化されると聞いております。

そこで、2つの点で質問させていただきます。

1つ目は、岩出市内における宅地造成工事規制区域の有無と今後の法改正について、市としてどう捉えているのか、お答えください。

2つ目としまして、一般的に水路内に個人等が許可なく、現況を変更した場合、市はどう対応するのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

岩出市内における宅地造成工事規制区域の有無と今後の法改正をどう捉えているのかについてですが、現在、岩出市におきましては、宅地造成等規制法に係る宅地造成工事規制区域の指定はされておられません。したがって、市内において個人が盛土のために工事を行うことに対して規制はありません。

しかし、昨年、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在している等を踏まえ、国において盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成等規制法の一部を改正する法律案が3月1日に閣議決定されました。

今後は、この法律案に基づき、法整備が進んでいくものと思われまますので、岩出市としましても、その動向に注視してまいります。

次に、水路内に個人等が許可なく現状を変更した場合、市の対応についてですが、岩出市法定外公共物管理条例に基づき適正に指導してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、ヤングケアラー・ダブルケアについて、2点ご質問します。

以前、30代、40代の知り合いと日々の生活について話していたときだと思ひます

が、子育てと介護の同時はしんどいよと言われ、これって何とかケアだよねって話したことがありました。そのときは、私自身、何とかケアがすごく気になったのを覚えています。

最近ですが、ニュースの中で、育児と介護、両方を受け付けるダブルケア相談窓口設置によるきめ細やかな支援と組織の柔軟性が住民に分かりやすいなど、地方自治が取り上げられている番組を見たとき、このダブルケアについて理解することができました。

それと並行して、ヤングケアラーについても耳にしておりましたが、そのときは同じ意味合いの内容とっておりました。そんなときY o u T u b eで視聴したのが、ヤングケアラーの短編映画や数多くの特集番組です。

この中に厚生労働省が2022年1月27日に配信した元ヤングケアラーとの特別対談、題名「ヤングケアラーって、知っていますか」という番組です。厚生労働省からヤングケアラーの内容として発表しているのが、慢性的な病気や障害、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や家事、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されています。これを視聴することで、初めてヤングケアラーとダブルケアとは違う意味合いであると認識することができました。この2つの問題は、近い将来、社会問題化すると言われていますが、まだ知られておらず、全国的に取組事例も多くないのが現実であります。

この問題で過度な負担になっている場合には、置かれた現状や要望、相談を把握し、負担になっている方々に支援と改善、これからのに向けた効果的な対策を進めていく必要があると考えます。

そこで、ヤングケアラー・ダブルケアについて、市の実態把握はできているのか、お答えください。

2点目としまして、今後の課題と対策について、市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2番目、ヤングケアラー・ダブルケアについての1点目、市の実態把握はできているのかについてお答えします。

まず、ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、自身がやりたいことができず、自身の権利が守られていない18歳未満の子供とされ、代表的なものとして、慢性的な病気や障害、精神疾患のある家族の介護や家事、年下の兄

弟の世話などが想定されます。

市では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、那賀振興局、岩出警察署、和歌山乳児院、岩出市教育委員会、岩出障害児者相談・支援センター、市関係各課などから成る要保護児童対策地域協議会で、虐待通告のあったケースや見守りをしている要支援家庭などについて協議・検討し、関係機関との情報共有や連携協力の対応を進めていく中で、家事や兄弟の世話をしている気になる子供の把握に努め、ヤングケアラーの早期発見に取り組んでいます。

令和2年度、令和3年度ともに要保護児童対策地域協議会の取扱いケースで、ヤングケアラーと思われる子供のケースはありませんが、今後も関係機関との情報連携の下、ヤングケアラーの実態把握に努めてまいります。

続いて、ダブルケアについてですが、近年の晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化の進行等により、子育てと介護を同時に抱えている状態をダブルケアと言います。

ダブルケアの実態把握につきましては、市において直接そういった調査は実施してございませんが、令和元年12月に在宅介護実態調査を実施したところ、主な介護者の年齢は、9割以上が50歳以上の方で、40代が7.5%、30歳代は0.4%でありました。内閣府の調査では、ダブルケアを行う者の年齢構成は、30歳から40歳代が多いとの結果であり、本市の調査結果に照らすと、7.9%の中にダブルケアによる精神的・身体的な負担を感じている方がいる可能性が高いと推察され、懸念されているところです。

また、地域包括支援センターへの相談のうちダブルケアについての相談は、令和2年度はありませんでしたが、令和3年度は1件あり、市としましては、ダブルケアの実態として多いとは認識しておりませんが、看過できない問題として捉えています。

続いて2点目、今後の課題と対策について市の見解をについてお答えします。

ヤングケアラーにおいて、子供が家族のお世話や手伝いをすること自体は、本来すばらしい行為であり、ヤングケアラーの存在自体が問題ではなく、子供への負担が過大であったり、子供が負担を1人で抱え込んでしまったりすることが問題であると考えています。

要保護児童対策地域協議会では、虐待等により、子供の安全確保など緊急性の高い対応を優先して行いますが、緊急性が低いと判断された場合も、要支援家庭として気になる子供の家庭訪問や保育所、学校等での見守りを行っており、これら訪問や見守りの中で、介護や家事、兄弟の世話などにより、健康に生きる権利、教育を

受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が侵害されていると判断した場合は、その権利が守られるよう、必要な支援につなげてまいります。

続いて、ダブルケアについてですが、ダブルケアは一般的に女性の負担が大きく、育児と介護の負担が1人に集中する傾向にあり、介護者の孤立化、仕事との両立が困難になることによる離職やそれに伴う経済的な問題等、多くの課題があると認識しております。

岩出市における相談体制は、子育てについては子育て世代包括支援センターで、介護については地域包括支援センターで対応しているところです。個別の窓口で対応した場合でも、当事者の状況に応じて、それぞれの窓口が連携し、支援を行っております。

今後の対策につきましては、介護サービス利用の支援を行う介護支援専門員に対し、介護休業制度等の情報提供や子育ての相談窓口の周知を行うことで、相談・支援が充実できるよう努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を2点行わせていただきます。

1点目は、ダブルケアについて、全国的に相談窓口が1つになっている動きがあり、前文のニュース内の堺市では、ダブルケアの窓口が設置されています。また、他の自治体では、ホームページ等でメールのやり取り等など、あらゆる手段で支援相談体制を取っております。

岩出市でも、育児、介護それぞれの窓口が異なる中で、子育てと介護の相談を一体的に受け付ける窓口が必要だと考えていますが、本市ではどのように考えているのかお答えください。

2点目としまして、ヤングケアラー、ダブルケア共にまだまだ認知度が低いのが問題であり、市民への周知を進めてほしいという願いがあります。岩出市のホームページでも周知をお願いしたいと考えておりますが、この2点についてお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、子育てと介護の相談を一体的に受け付ける窓口が必要と考えるがどうかということですが、ヤングケアラー、ダブルケ

ア共に育児・介護・生活困窮など、複合的な問題を抱えているケースが少なくないと考えられます。

ヤングケアラーにおいては、サービスの分野や内容により担当機関は異なりますが、必要な支援につなげるための相談窓口を生活支援課に設置しています。また、ダブルケアについては、現在のところ専門の窓口設置等は考えておりません。引き続き子育て、介護それぞれの窓口が連携し、支援を行ってまいります。

また、近隣自治体の状況や先進地、先ほど堺市のご紹介もありましたけれども、先進地の取組等についても今後研究してまいります。

2点目で、ヤングケアラー、ダブルケア共にまだまだ認知度が低いのが問題であって、市民に周知をしてもらいたいということですが、ヤングケアラーについてはもともと家庭内のデリケートな問題であるほか、本人や家族に自覚がない場合も多く、支援が必要なレベルであっても表面化しにくい構造にあるため、身近な大人や学校、市役所等への相談や通告につながるよう、広報等での周知に努めるとともに、窓口へのパンフレット設置や学校との連携強化など、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。また、ダブルケアにつきましても広報に周知記事を掲載するとともに、相談窓口についても周知してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時47分)

再開 (13時13分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により、通告に基づいて一般質問を行います。

今議会では、脱炭素社会への取組について、自主防災組織との協力について、岩

出市史発行について一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、脱炭素社会への取組についてお聞きします。

国連の気候変動に関する政府間パネル、I P C Cの第2作業部会が、第6次となる新たな報告書を公表しました。I P C Cは気候変動について、世界の科学的知見を踏まえて評価し、5年から6年ごとに報告する国連の組織です。3つの作業部会があり、それぞれ報告書をまとめて公表しています。

2021年8月に公表された第1作業部会、第6次の自然科学的根拠についての報告書は、猛暑や洪水などの気象の極端現象を引き起こす温暖化の要因は、「人間活動によることは疑う余地がない」としました。今回の第2作業部会の報告書は、「影響と適応」について評価され、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている」と従来の報告書より強い表現で断定しました。

現状でも33億から36億人が、気象変動に対して水害や水不足などの被害を非常に受けやすい状況にあるとしています。今後数十年間とそれ以降に、一時的にでも産業革命時から世界の平均気温上昇が1.5度を超えた場合、その規模などに応じてさらなる温室効果ガスの排出を引き起こすことがあり、環境悪化の一部は温暖化が低減しても不可逆的になるとしています。

世界の平均気温は、既に1.1度上昇しています。次の10年間における取組が、被害を受けた人間や自然のシステムが回復可能となるかが決まります。2021年11月に、英国グラスゴーで開かれた第26回国連気候変動枠組条約締結国会議、C O P 26では、1.5度の上昇を抑えることを各国が合意しました。しかし各国が国連に提出している二酸化炭素、C O ₂削減目標では、1.5度以下は達成できません。主要国を先頭にした削減量の積上げが必要です。グラスゴー合意は目標の再検討と強化を各国に要請しており、今年2022年11月にエジプトで開かれるC O P 27に向けて目標を見直すことが、各国政府に課せられた責任となってきています。

日本政府の果たす役割は、C O ₂排出部門で発電所、製油所などのエネルギー転換部門で4億4,200万トンを出している点にメスを入れる必要があります。火力発電からの転換を求めながら大量のC O ₂を排出する日本の石炭火力発電温存の対応をやめるとともに、2030年までの日本のC O ₂削減目標、世界水準の50から60%までに引き上げることこそ求められています。地方自治体としても、脱炭素社会に向けての取組も求められてきています。

以上の視点から、4つの点で質問を行います。

まず1点目として、脱炭素社会への取組が求められていますが、市の認識の点をお聞きをしたいと思います。

2点目として、EV車に準じる車の購入もされてきていますが、脱炭素社会に対応した今後の購入予定はどのように対応していくのか、お聞きをします。

3点目として、道の駅に充電スタンドを造って観光の一助を行っている九度山町のような自治体もありますが、岩出市としての見解をお聞きをしたいと思います。

4点目として、脱炭素社会推進へ、岩出市としての取組も求められますが、第3次長期総合計画においてはどのように取り組んでいくのか。市の見解をお聞きをします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の1番目、脱炭素社会への取組についてをお答えいたします。

国は、2050年に向けて脱炭素社会の実現を目指すと表明されたことから、本市においても脱炭素社会に向けた取組を進めていく必要があると認識をしています。

本市では、これまで温室ガスの排出抑制等のための施策として、省エネ性能の高い設備や機器の導入、また市民に対する環境出前講座を開催するなど、全庁的に地球温暖防止施策に取り組んでまいりました。

これらの趣旨を踏まえ、第3次岩出市長期総合計画の第1章、住んでよかったと思えるまちづくりの中で、地球温暖化対策の推進を取組方針の一つとして掲げ、脱炭素社会の実現を目指していくこととしております。

また2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティにつきましては、国の脱炭素社会を目指す和歌山県や那智勝浦町、日高川町が宣言していることは承知をしております。当然本市におきましても検討すべき課題であると認識をしています。

今後、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、具体的な施策等の取組内容が重要となることから、県や近隣市町村の取組内容等を参考に、本市に適した事業について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当部長のほうから答弁をさせていただきます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 脱炭素社会への取組が求められているが、市の認識につつま

ては、市長が答弁したとおりでございますが、今後も地球環境問題に対する関心を高めるため、6月の環境月間と12月の地球温暖化防止月間に、岩出図書館と連携して、地球温暖化パネルの展示と、地球温暖化をテーマとした図書コーナーの設置や、広報いわでによる啓発に取り組みます。

また、LED防犯灯設置補助事業や、過去2年間はコロナ禍により開催できておりませんが、岩出市民ふれあいまつりでの地球温暖化親子体験教室の開催など、引き続き取り組んでまいります。

市といたしましては、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化及び再資源化の啓発及び推進を継続するとともに、国、県の動向に注視し、脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 増田議員の一番目のご質問、脱炭素社会への取組についての2点目、EV車の今後の購入予定についてです。

EV車は排気ガスを排出せずに走行することができるため、環境問題を改善していく手段として注目されています。しかし車両価格がガソリン車等と比較して高額であることや、充電施設が普及していないことなど課題もあるため、現在のところ導入していません。今後はEV車や充電施設設置に対する補助金等、環境施策に注視しながら検討していきます。

続いて3点目の、道の駅の充電スタンドの設置についてです。

現在のところ、本市道の駅においては、充電スタンドの設置予定はございません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 県の施設である緑花センターや、根来山げんきの森などの施設に、観光客のための誘致を促進するという意味においても、充電スタンドなども造られてきています。今道の駅なんかにはつくる考えはないんだというお答えでしたけれども、また充電施設が少ないために、EV車の購入なんかもされないというようなご答弁でした。それならば、岩出市そのもの自身が充電スタンドが少ないというのであれば、市が率先してやっぱりつくっていくということも、私は非常に大事ではないかなというふうに思うんです。

岩出市においては、この充電スタンド11か所というようなことも、インターネットに載っていました。しかし、市として積極的にこういう温暖化という部分に対応していくという部分、この点を考えてみても、このEV車の利用促進を図っていく、

そういう点も非常に大事ではないのかなと思うんです。

同時にこのことは、充電スタンドということなんかも増やしていくと、市が率先して増やしていく、こういうことが求められているんじゃないでしょうか。そういう点においては、道の駅、こういったところにも造っていく。またこの岩出市役所や、またあいあいセンターといったところなんかにおいても、積極的にE V車の購入を行って、そしてそういった充電スタンドなんかも活用していく、こういうことも求められていると思うんですね。

そういう点においては、今後も一切こういったE V車というのは岩出市としては購入をしないというような考えを、今後も続けていくのかどうか。この点をお聞きしたいと思います。

もう一点はつい最近の新聞で、すさみ町が小型のE V車、これを町が購入をして住民や観光客に貸し出す、こういうような実証実験を始めているんだという記事が載っていました。1人乗りで車幅は約1メートル、1日3時間までの貸出しということで、利用者にアンケートなんかも取っていくというようなことでした。

岩出市としても、こういういろんな省エネも含めて、環境に優しい、そういうまちづくりを行っていく、そういう取組を行っていくということなんかも、私は求められていると思うんですね。そういう点では、こういういろんなことを市としても今後しっかり考えていくということが岩出市に求められていると思うんです。

私は岩出市としてのこういう環境面という形での、こういうE V車に対する活用の方向性、また検討というものなんかは一切されていないのか、また市としてこういったE V車関係の点で考えておられる、そういうような点があれば聞かせていただきたいと思います。

以上2点、お聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、道の駅等公共施設に率先して充電スタンドを設置するべきではという質問についてですけれども、本市には先ほど増田議員のほうも、ネットによると11か所というお答えもございましたが、本市には民間の充電スタンドが複数ありまして、また根来地区の道の駅周辺においては、県立植物公園緑花センター及び森林公園根来山げんきの森に充電スタンドが設置していますので、不便を感じることはないと思われまます。したがって、本市においては道の駅等公共施設に充電スタンドを設置

しなくても、EV利用者の利便性や普及促進を妨げることはないと考えます。

続いて公用車の購入とか、そういうEV車の導入計画はないのかということにつきまして、第4次岩出市地球温暖化対策実行計画におきまして、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮として、低燃費・低公害車は従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、地球温暖化対策の重要な柱となることから、公用車の購入・買い替えに当たっては、低燃費・低公害車等の購入を検討すると明記してございます。

もう一点、小型のEV車を購入する予定はあるのかと質問ございましたが、岩出市で多く保有しているのは箱バンタイプの軽自動車でございます。軽自動車のEVにつきましては今後発売される予定ですけれども、補助分を差し引いても200万円程度の費用がかかる見込みとなっております。

また、岩出市で多く保有している箱バンタイプの電気自動車は、現在のところ発売はされておられません。

以上でございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、岩出市の今後の長期総合計画の中で、1回目に市長が、第1章の中でも重要な位置づけとして取り組んでいくんだというようなことが言われていました。当然こういった計画をしていく中では、審議会というものが重要な役割を担っていくと思うんですね。

その点では、まず1点目に、この長期総合計画をつくっていく中での審議会、この点については今年度いつ頃を予定しているのかと。年に3回ぐらいは考えているんだということなんか聞いたことがあるんですが、今年度はまずこの審議会の日程ですね、これはいつを予定しているのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

そして2点目としては、この総合計画を作成していく上で、市の考え方、方向性、これも当然その審議会の俎上に上がってくる、こういうもんだと思うんです。こういう点では、この審議会でも議論・検討していく上でも、総務部門、生活福祉部門、事業関係の部門、こういう部分なんかで当然いろんな議論がされた上で、この審議会に市としての方向性をまとめて出していく、こういうことが求められていると思うんです。

そういう点においては、この市としてこの審議会にどのような形で出していかれ

るのか、そしてまた今の時点でそういった方向性なんかがもう出ているのかどうか、こういう点については市としてどのような対応や考え方を持っているのか、この点について最後にお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

長期総合計画審議会なんです、今のところ開催する予定はございません。

○福山議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、自主防災組織との協力について質問を行います。

自主防災組織は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織、第5条第2項において、市町村がその充実に努めなければならない旨を規定されており、各市町村において地域の実情に応じて、町内会や小学校区などを単位とした自主防災組織の結成が進められています。

この自主防災組織は、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行い、災害が発生した場合には情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担い、日頃から大きな災害に備えて活動を行う、重要な組織となっています。

この点において、まず1点目として、既存の自主防災組織と岩出市との連携実態、これはどのような状況なのか。この点をまずお聞きをします。

2点目と3点目は、自主防災組織への器具の配備関係をお聞きをします。

今年1月に、積極的に活動されている紀泉台地区の方とお話をする機会がありました。私自身、話を聞かせていただいて、カーブミラーの点検、自主防災の訓練内容などの状況など、本当に参考になりました。

今日お配りをしている資料の1ページにあるように、紀泉台の団地では40か所の消火栓があり、この消火栓の水を出す吐水口の位置が、地上までの距離で最高で50センチのところがある1か所あり、40センチから50センチの場所が7か所、30センチから40センチの場所が7か所あるとのこと。

2ページ目にあるように、消火栓を使用する際には、吐水口を開閉するのに本来の左回しではなく、右回りの場所があることを紀泉台地区の自主防災組織の方

に教えていただきました。現時点で実際使用するとき間違いがないようにと、分かりやすく開閉栓の方向を右回りか左に回すのかを表示されているとのことでした。この住民設置の右側の円盤みたいなやつが、それでございます。

また、安全に消火栓を、吐水口を開いていくためにも、丁字型の開閉道具も必要になってきているとのことでした。現在全ての格納庫には配備されておらず、市に対して要望しているところだそうですとのことでした。岩出市において消火栓の数は幾つあるか分かりませんが、少なくとも消火栓の実態調査と開閉用の丁字型道具を必要とする場所の調査など、器具の設置に対しての改善対策が必要だと思えます。市の問題意識と対応についてお聞きをします。

3点目として、先ほど消火栓の吐水位置から地上まで距離があると言いました。

距離があることにより、資料の3ページにある接続用の1メートルほどのスタンドパイプを使用しないと、使いにくい消火栓があるのです。この点でも、先ほどの丁字型の開閉道具と同様に、接続用のスタンドパイプ配備の必要性と、配備が求められているものだと考えます。

写真では、格納庫にスタンドパイプ、丁字型開閉器の備品がありますが、自主防災組織で自前で設置をされてきたということでした。岩出市として、スタンドパイプの整備の点についてどう考えているのか、また市内全体への対応の点はどのように考えているのかをお聞きをします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員、2番目のご質問、自主防災組織との協力についての1点目、既存の自主防災組織との連携実態についてです。

自主防災組織については、災害時には自助・共助の要としての活動を担っていただきます。平常時には、地域防災訓練をはじめとする各種訓練や、市の補助制度を活用して、地域における訓練等に取り組んでいただいております。また、市等との連携としましては、自主防災組織への市職員による防災講座、那賀消防組合による訓練指導などを行っております。

2点目の当該消火栓については、初期消火活動に支障がないよう自治会にご協力をいただき、周辺世帯への周知並びに逆回しである旨の表示を行っております。

3点目の消火栓については、火災発生時に確実に使用できるよう、一日防火デー等において消防団や自治会等に確認いただいているほか、那賀消防組合においても点検いただいております。

地上からの深さがおおむね30センチ以上の消火栓について、当該自治会からご連絡をいただいて把握しております。スタンドパイプを使用しなければ使用できない消火栓ではございませんが、随時修繕等の対応をしております。また、スタンドパイプについて市全体へ配備する予定はございません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、この紀泉台地区の方から、市に対してスタンドパイプや丁字型開閉器、これをやっぱりしっかりと活用していくためにも、備品の設置という要望なんかも出されてきていると思うんですが、市としてはどのような対応をされようとしているのでしょうか。

2点目として、この右回し消火栓の開閉ですね、右回り、左回りというようなものがあるんだという状況なんかについては、市全体の調査、こういうものについてはこれまで行って、そして右回りというようなどころなんかはどこにあるのかというようなことなんかは、もう調査自身はこれ、されてきているのでしょうか。

災害対策基本法において、市町村が自主防災組織の充実に努めなければならない、こういう規定がされていますし、自主防災組織のあるところへの調査、完備、こういうものを進めていく、こういう必要があるというふうに考えます。

災害はいつ起こるか分かりません。今後補正予算なんかを組んで、スタンドパイプ、丁字型開閉器の購入や、また配備、こういうものこそ検討していく必要があるんじゃないのでしょうか。市として今の状況を改善しようとしなない、そういうような考えだと、そういうふうにはしか私は思えません。

先ほども言いましたけれども、この自主防災組織が規定されていて、それにやっぱり協力していく、そういう姿勢こそ私は見せるべきだと思うんです。この点について、その必要性の点について、予算関係も含めて再度、改めて考えをお聞きしたいと思います。

3点目として、そもそもこの開閉弁の逆回し状態について、この右回しとなっていたことが、紀泉台の開発時点での売出しをしていく中においても、それまでの調査とか点検、これで分からなかったのでしょうか。本来あるべき状態と違うのであれば、開発時の業者の施工ミスではないのかというふうにも考えられます。この点では市の責任も問われるのではないのでしょうか。本来の正しい在り方、左回しへきっちりと変えていく、そういうことこそ必要なのではないのでしょうか。この点について、市の認識をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員の再質問についてお答えします。

1点目の、紀泉台自治会へにつきましては、丁字型の開閉器をお渡ししております。

そして2点目の、市内の逆回しの消火栓の数はどうかということですが、現在逆回しの消火栓については1基確認しており、消火活動に支障がないよう、那賀消防組合にも報告をしております。

それで3点目の、もう既にその逆回りだったことについて確認しなかったのかということにつきましては、県土地開発公社のほうから、点検はしていないというふうに聞いております。

以上でございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 その逆回し弁の分について、今県の開発会社から、点検はしていなかったということでした。そういう点で言うたら、開発公社の責任も、私は重いと思うんですね。だからそういう点においては、その県の開発公社のやっぱり責任というものなんかも、やっぱり問われるのかなというふうにも、今の答弁をお聞きする限りあるんですが、そういう点では、その今の状況でもういいんだという見解でいいのか、じゃあ本来、やはりあるべき在り方にやっぱりしていくという、そういう必要性についてはどのように考えておられるのかという点、これをお聞きをしたいと思うんです。

それと、今紀泉台の方なんかには、丁字型の開閉器を渡しているというお答えでした。しかし現地からのその要望というのは、1つでは不足ですというような形で、しっかりとそれを自主防災組織として対応できるだけの備品数を頂けませんかということが、これ、出されているんじゃないでしょうか。そういう点においては、その自主防災組織の方の、やはり要望にしっかりと応えていくということが、岩出市としての対応の在り方ではないのかというふうに思うんです。

実際その予算化なんかの点についても、そういう考えはないのかなというふうにも感じたんですが、実際には自主防災組織という部分の中での備品対応という部分の中では、たしか年額何十万円かという部分の対応で、市としても対応してきた経緯なんかもあるのではないかなと思うんです。

だからそういう点で言うたら、市としてのそういう部分なんかにおいて、その自主防災組織から要請があった場合に、そういう枠も含めてそういう対応ができますよという対応の中で、その自主防災組織の方なんかにそういう予算化対応というのができるんじゃないかというふうに思うんですが、こういう点で言うと、その自主防災組織というところに対しての備品対応の在り方、この点については市としてはどのように考えておられるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、逆回しという県の開発公社の責任、これにつきましては答弁は差し控えさせていただきます。

あと開閉器、これが不足している、要望がある必要数ということですが、開閉器につきましては消火栓ボックス、この中に1つということですが、中にはそれが何かの原因でなくなるということもございますので、そういうのは自治会、自主防災組織に限らず、要望がございましたら、お渡しはしてございます。

あとスタンドパイプにつきましても、市全体ということですが、今回その深い消火栓というのは紀泉台で確認されてございますので、ここについてはさきに部長からも答弁ございましたように、随時修繕させていただきます。

○福山議長 これで増田浩二議員の、2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、岩出市誌発行について質問をします。

自治体として、岩出市が誕生するまでの経過面では、昭和の大合併による昭和31年の岩出町誕生が大きな経緯となってきています。

この間、昭和51年に地域の歴史や文化、これを書かれている岩出町誌が発刊されてきています。岩出町時代的那賀振興局、各地域の支所をはじめ、当時の町民プールや体育館、給食センターや小学校、中学校の写真などを掲載し、第1編の自然史、第2編の沿革史など、岩出町史は第9編までの文化財史として、総ページ数1,304ページにわたり、岩出町の歴史や文化、地方自治体としての歩みが記録されてきています。

岩出町誌編集委員会が編集を行い、昭和36年から取り組み始めましたが、途中の昭和38年から十数年の空白期間を経た後、昭和48年から再編集に取り組み、完成

に至ったものです。後書きに書かれた教育委員長の榎本勝太郎氏の思いは胸に迫るものがあります。編集委員長の榎本勝太郎氏をはじめ、15名の委員の方と、執筆者赤井安夫氏ほか6名、写真撮影者2名の方々が大変苦勞をされて編集がされてきています。

発刊から約半世紀が過ぎようとしている今、岩出市としての歩みも進む中で、岩出市としての歩み、歴史を残す岩出市誌の発行を考える時期が来ているのではないかと考えます。まず最初に自治体としての歩み、記録としての岩出市誌に対する考え方をお聞きします。

2点目は、岩出町誌を発行してくる中では、調査や資料収集をはじめ、時間的にも多年を要してきたとの記述もあります。自治体として後世に残す貴重な資料が必要と考えます。教育長の部屋にも、この間の岩出市ができるまでの山崎村や岩出村をはじめとした自治体としての経緯を含めた関連書籍が、ガラス張りロッカーに置かれてあるのではないのでしょうか。あと何十年後というのではなく、今からその対応が求められているのではないのでしょうか。実質的には、教育委員会の関係する部署が、発刊していく上では大半を担うものだと考えます。教育委員会としての今後の取組と考えをお聞きをしたいと思います。

3点目は、長期総合計画において、このような自治体としての歩み、記録を後世に残していくという岩出市誌という面では、どのような考え方、位置づけを持っているのか。そもそも第3次の計画の中に、このような岩出市誌発刊という認識そのものがあるのかどうか、市の見解を最後にお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員、ご質問の3番目、岩出市誌発行についての1点目と3点目について、一括してお答えをいたします。

市では昭和51年に岩出町誌発行後、機会があるごとに記念誌を発行するとともに、平成18年には記念誌岩出50年の思い出を発行しています。議員が言われるように、発行以来、岩出市は大きく変わってきており、追加するにふさわしい歴史や出来事も数多くなってきました。

現在、第3次岩出市長期総合計画では、岩出市誌発行計画についての構想はありませんが、地域の歴史や継承が難しくなっている現状もあり、今後検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長から答弁させます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 2点目にお答えいたします。

ただいま市長から、第3次岩出市長期総合計画では、岩出市誌発行についての構想はないが、今後検討していくと答弁されましたように、教育委員会におきまして現時点では具体的な計画はございませんので、今後検討していくこととなります。

自治体史等の発行事業に当たりましては、まず必要なことは基本方針、それから基本目標を策定することです。基本方針として定めることとしましては、まずは発行する目標年度を定め、目標年度から逆算しての編さん作業に必要な年数を定めるということがございます。その上で必要なこととしまして、まず事業の内容ですけれども、市誌編さんに必要な各種調査及び資料の収集、整理、保存、執筆及び校正等をどうするかというのを定めておく必要がございます。

次に、組織また体制であります。これについては様々な考え方があり、例えば他市を参考にしますと、市長の諮問に応じて市誌の編さんに関する基本的な事項について審議するとともに、現行内容の確認等を行う組織として、市誌編さん委員会の設置と、委員としての人材の確保、それから資料の収集や原稿を執筆していただく市誌編さん専門員の確保、必要に応じて編さん委員会や専門員からの問合せ等に対して助言をいただくものとしての有識者の確保、次に市誌の構成ですが、例えば岩出町誌の構成を引き継いだものを作成するのか、または全く新しい構成にするのかなどの議論も必要となります。また事務局は、市誌編さんの庶務を担当するとともに、市役所内外の各種団体・組織及び個人と調整を図り、協力・連携を図ることも必要となります。

以上のように、基本的な方針と目標を定めることにおいても、慎重な進め方が必要となります。なお、発行のタイミングについては、市制施行何周年という周年記念事業の一環として発行することが通例であると考えてございます。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今教育長も言われたんですが、何周年記念ということが多いんだというように言われていました。岩出町誌自身の発行も、合併の20周年記念という形の中で行われてきたということなんかも記述されています。

岩出市にとって何周年記念っていうのかな、それにするのは市としての考え方もあると思うんだけど、いずれにしてもこういった市誌というのは、かなりやっぱり長期的なスパンで、かなり時間なんかも要するのかなというふうに思うん

です。一日も早い方向がいいのかなというふうに思うんですが、発行されることを想定してお聞きするんですが、こういった市誌が出た場合に、前のその岩出町誌についてはかなりごつい冊子だったので、全ての、多分、市民みたいなどころには配られてはないとは思いますが、基本的にはちょっとどうなったんかっていうのは、僕も配られたんかも分からないんやけれども、もう今となったらちょっと分からないのですけれども、将来的にこういったその岩出市誌がつけられたときに、岩出市の全世帯を対象にして配っていくという方向なのか、特定の場所といったところに置いていくというような考え方なのか、この点の、今どうなるかは将来的な問題なのでお答えしにくいかなとは思いますが、基本的な考え方だけちょっとお聞きをしておきたいなというふうに思うんです。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

岩出町誌については、古いのでどういうふうに配ったか分かりませんが、一応全戸配布しているということで聞いております。今後もその辺を踏まえて、配布等を検討してまいりたいと思います。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、4番、田中宏幸議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 こんにちは。皆さん、お疲れのところ、あともう少しお付き合い、よろしくお願ひいたします。

4番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新設道路金屋荊本線についてお聞きします。

市内には東西南北と幹線道路があり、そしてまた既存の狭い市道を含めてたくさんありますが、今、総合体育館の少し北の荊本から山崎地区の金屋方面に新しく道路が計画され、工事が始まっています。この新設道路は、市内の中心部を東西に通る道路で、この新道ができることによって車や人の流れも変わり、渋滞の緩和や災

害時や緊急時の車両通行の利便性を考えると、大変ありがたいことだと思っております。それではこの新設道路について、最初になぜこの道路を計画されたのかお聞きいたします。

2点目に、進捗状況と今後の計画についてお聞きします。

3点目に、最終地点の金屋で県道と交わるところがどのようになるのか、お教えてください。

4点目として、新設道路から各地域への道路整備がされると聞いておりますが、その計画はあるのかお教えてください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 田中議員ご質問の1番目、新設道路の金屋荊本線についての1点目。なぜ新しい道路計画をされたのかについてをお答えいたします。

岩出市における道路整備の現状といたしましては、京奈自動車道路の県内全線開通、新岩出橋を含む県道泉佐野岩出線の完全4車線化、市道では市道安上中島線、市道根来安上線等の開通により、市内の幹線道路がおおむね完了しています。

しかし地区単位、大字単位、それらをつなぐ道路につきましては、まだまだ整備を必要とする箇所が点在しております。その中でも金屋、曾屋、畑毛及び荊本地区では一団地の農地が広がっており、その農地を取り囲むように集落が並び、接続する道路は狭隘であることから、その土地の利用は将来、限定的なものになっています。

これらの状況を鑑み、新設道路による土地の有効活用の選択肢が格段に広がること、沿線地域の活性化も見込まれることから、将来を見据えたこの地区での新しい道路整備が必要であると考えます。また近い将来高い確率で発生すると言われていた南海トラフを震源とする大規模地震などの震災が懸念される中、防災を視野に入れた生活道路完了化事業として、新たに災害時の安全・安心と緊急時の緊急車両通行の確保及び日常生活における利便性向上や山崎小学校、岩出中学校への安全な通学路の確保を図るため、県道小豆島岩出線と市道安上中島線との交差点を起点として、総合体育館駐車場北側で県道泉佐野岩出線に接続する全体延長1,680メートル、車道を含み2メートル750の2車線道路と、両側に2メートル500の歩道の設置をする新設道路として、平成29年に市道金屋荊本線を計画いたしました。

なお、2点目から4点目へのご質問については、事業部長から答弁させます。

○福山議長 事業部長。

○田村事業部長 田中議員ご質問の2点目、進捗状況と今後の計画は、についてお答えいたします。

まず進捗状況についてですが、県道小豆島岩出線と市道金屋1号線との交差点から、県道泉佐野岩出線までの区間、1,280メートルの詳細設計が完了、同交差点から市道曾屋畑毛線までの区間延長で約50%の用地取得が完了しています。

工事につきましては、令和3年度より同交差点から市道根来畑毛線までの間、約280メートル及び市道曾屋畑毛線から西側約160メートルの、合計約440メートルの区間において、擁壁、水路等の道路改良工事に着手しており、令和3年度内に完了する予定でございます。

次に、今後の計画についてですが、令和4年度においては道路工事の完了した県道小豆島岩出線から、市道根来畑毛線までの区間、約280メートルにおいて、舗装工事や安全対策工事等を実施し、工事完了後は先行して供用を開始する計画としています。また、荊本地区の用地取得に着手するとともに、市道根来畑毛線から東側220メートルの間の道路改良工事を実施する計画としています。

なお、全線の供用につきましては、令和12年度を予定していますが、本事業は市の重点事業として位置づけていることから、今後も積極的に交付金の要望活動を行い、事業の前倒しによる早期の完成を図ってまいります。また、事業の進捗に合わせた段階的な供用を行ってまいりたいと考えています。

次に3点目、金屋の県道との接続についてお答えいたします。

市道金屋荊本線は、市道金屋1号線と交差する西側で、県道小豆島岩出線に沿って接続し、県道は現道を拡幅する計画となっており、先行して整備を進めている交差点から東側の新設道路の事業進捗に合わせて供用開始させるため、市道金屋1号線との交差点で県道小豆島岩出線に取り付け、丁字交差点を設置する計画としています。

次に4点目、新設道路から各地域への道路整備の計画は、についてお答えいたします。

新設道路区間の市道金屋荊本線につきましては、南北に通る市道7路線と交差します。そのうち金屋地区内の市道金屋1号線、曾屋地区や畑毛地区につながる市道根来畑毛線の2路線につきましては、現況道路幅が3メートル程度と狭隘であるため、交差点設置に合わせて市道金屋1号線は道路幅6メートル50に、市道根来畑毛線は道路幅5メートルに拡幅を行います。

また市道曾屋畑毛線ほか4路線につきましては、それぞれ現況道路幅が4メー

ル以上あることから、交差点設置による取付部分についてのみ改良を行う計画として
ています。

なお、市道金屋1号線、市道根来畑毛線の曾屋地区につながる支線につきまして
は、令和4年度において整備を完了し、供用開始する計画としてしています。また、令
和4年度で新たに畑毛地区の支線整備にも着手してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 2点ほど再質問させていただきます。

この新設道路が完成するまでは、岩出中学校へ通う多くの生徒は、県道小豆島岩
出線または市道中黒荊本線を通っています。市道中黒荊本線という道は旧道で、幅
員が3メートルないぐらいの狭い道路なので、車が通ると擦れ違いができない道路
であります。

また、県道小豆島岩出線を通う生徒もたくさんいますが、歩道のある県道ではな
く、通勤と通学の重なる時間帯は大変危険な道路です。山崎小学校へ通う畑毛金屋
地域の児童も同じです。岩出中学校が開校して以来80年近く、この前の入学式の案
内で78回と書いてたので、77年と思いますが、それぐらいの期間と、あとまた山崎
小学校においては100年以上も、畑毛金屋地域の児童たちは同じ通学路を通ってき
ております。

市長の答弁の中で、生活道路環状化事業として新たに災害時、緊急時の緊急車両
通行の確保、また日常生活の利便性向上や山崎小学校、岩出中学校の安全な通学路
の確保を図るため、車道幅員2.75メートルの2車線道路と、両側2.5メートルの歩
道を設置する道路を計画したと言っておられました。

この新設道路ができることによって、小中学校へ通う生徒たちも従来の道路とは
違い、安全で安心して通える通学路になると思います。また、日常生活の利便性も
よくなると思います。

ただいま答弁をいただきましたが、新設道路の区間で曾屋地区、畑毛地区以外で
新たな支線の計画はあるんですか、お聞きします。

それと新設交差点に信号は設置されないのか、お聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

新たな支線の計画についてですが、支線7路線はほぼ等間隔にあることから、新

たな支線の計画は、現在のところございません。

また、新設交差点への信号機の設置についてですが、和歌山県警交通規制課との協議により、現時点では交通量が多い県道小豆島岩出線、国道24号へとつながる市道荊本西野1号線及び県道泉佐野岩出線との交差点3か所に設置する予定です。

○福山議長 再々質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 1点だけお聞きします。

先ほどの答弁で、全線供用につきましては「令和12年度を予定しています」と言っておられましたが、何分にも危険な道なので、もう少し早く建設していただけないのかお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えいたします。

もっと早く完成できないのかというご質問につきましては、金屋荊本線は多額の事業費を要することから、今議会に上程しました前倒し補正も含めまして、先ほどご答弁いたしましたとおり、今後も積極的に交付金の要望活動を行い、事業の前倒しによる早期の完成を図ってまいりたいと考えています。

○福山議長 これで田中宏幸議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

田中宏幸議員。

○田中議員 次に、災害時の対応について質問させていただきます。

最近大変な異常気象で、想定以上の集中豪雨や猛烈な台風が発生しております。

私たちの住んでいる町においても、いつ大災害が発生してもおかしくない状況でございます。

全国各地域での災害の教訓を生かして、国・県・市町村それぞれの立場で災害に備えなければなりません。災害が発生したときに支援を必要とする高齢者や障がい者、そして妊産婦、乳幼児連れの女性など、多くの方々が長期にわたって避難所生活を強いられることも予想されています。いかに良好な環境で避難所を提供するかが課題となります。

災害時に避難所を設置する主体は市町村ですが、実際に発生した災害の大きさによって違いはあると思いますが、大規模災害が発生したときに職員や消防団員らは、人命救助活動に注力せざるを得ません。地域の避難所の開設や運営まで、十分な手

が回らないことが予想されます。そのためできる限り公助に頼らず、自助・共助による地域の自主防災組織が中心となり、避難所の開設や運営が行える体制づくりが必要と言えます。

市長の施政方針の中でも、防災対策について災害発生時に迅速な防災活動を行う初動体制の確立と、住民の自助・共助の意識高揚を図るため、防災機能を備えた交通公園を拠点に、地域防災訓練の実施を計画していると言っておられました。

最初に、自主防災組織の活動はどういった内容なのか、それからまた防災組織数をお聞きいたします。

2点目として、災害時に自主防災組織がどのような行動を取るのか、また災害に備えた行動マニュアルは作成されているのか。

3点目として、風水害・地震の際に発生するがれきなど、災害廃棄物をスムーズに処理することは、住民の健康への配慮や安全の確保、また衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であります。そして地域が早く復旧するためにも大変重要であります。災害廃棄物の置場所、仮置場ですが、確保はできているのかお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 田中議員2番目のご質問、災害時の対応についての1点目と2点目を、一括してお答えします。

自主防災組織は、区自治会を母体として結成していただいております。団体数は、平成15年度の制度開始当初は2団体、平成17年度に4団体、平成18年度には10団体と年々増加し、現在65団体となりました。

大規模災害発生時、逃げ遅れる人を出さない初動体制の確立を、市の地域防災活動の最重要課題と捉えており、災害発生直後、避難行動要支援者をはじめ、全ての人が慌てず迅速に行動できるよう、地域の実情に合わせて消防団、消防組合、警察等の関係機関、自主防災組織及び要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員及び民生委員児童委員と連携し、地域防災訓練等を実施してまいります。

災害が中長期化した場合、自主防災組織には避難所運営を指導するなど、地域防災の要となっていただきます。また、自治会を母体とする特性を生かし、地域の避難行動要支援者の把握など、状況に応じた活動が期待されています。

災害時の行動マニュアルについては、各自主防災組織において、防災活動に必要な

な事項を定めた計画を策定いただいております。また避難所の開設や運営に関しては、市の避難所運営マニュアルや避難施設ごとの避難所開設初動マニュアルを策定するとともに、資機材や文房具などの避難所開設に必要な、避難所開設スターターキットを設置しております。

避難所の開設については、マニュアルに基づき職員を対象に訓練を実施しておりますが、今後地域防災訓練等において、自主防災組織などを対象に、訓練の実施を検討しております。

また、迅速に避難所を開設するため、各避難施設等に地震の揺れを感知し、自動的に開錠する感震キーボックスを設置し、避難所開設に必要な鍵等を保管しております。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 田中議員ご質問の3点目、災害廃棄物の対策仮置場の確保は、についてお答えします。

大規模地震や風水害などの災害が発生した場合、災害廃棄物の仮置場をできるだけ早く設置し、安全で迅速な対応ができるよう、令和4年2月に、災害廃棄物処理計画を策定しております。本計画において仮置場は、公共用地等で保管スペースが確保できる土地を活用することを基本的な考え方としておりますが、実際に発生した災害の種類や規模、地域などにより、対応は様々であります。

まずは災害により被災した地域において、一時的に集積できる場所の確保を行い、次に粗選別を行うための仮置場を迅速に設置できるよう、候補地の確保に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 2点ほど再質問させていただきます。

災害が発生したときに、自分の家は自分で守るんだと考えられている方がたくさんおられます。やはり災害が発生したときは、近所同士の助け合いが重要になってくることから、各地域での自主防災組織は必要であると考えます。市民の方々は、この自主防災組織の重要性、大事であるということをあまり理解されていない方がたくさんおられると思います。

答弁にもありましたが、防災組織は地域住民の安否確認や避難所誘導、災害が長期化した場合の避難所の運営など、地域防災の要となります。今現在、自主防災組織は65団体とのことなので、まだまだ増やしていかなければならないと考えます。

自主防災組織の活性化、そして新規結成推進に向けた今後の対応は考えているのか。それと、各避難所、避難施設ごとに避難所開設初動マニュアルの内容についてお聞きします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 田中議員の再質問にお答えします。

自主防災組織の活動に対しては、地域における訓練等の自主防災活動に係る補助制度を設けているほか、市職員による防災講座や那賀消防組合による訓練指導などを実施しています。

結成促進についても、新たに設立した自治会が自主防災組織を結成した場合、資機材購入補助や結成に係る相談、地域での説明会の実施等、ハード・ソフトの両面から新規結成をサポートしています。引き続き活動の活性化、結成促進に向け周知啓発を実施してまいります。

また、避難所開設初動マニュアルは、各避難施設の管理者や開設担当者が、安全かつ迅速に避難所への受入れを行うために作成しております。内容としては、避難施設ごとの開錠箇所や備蓄物資の保管場所等のほか、避難者の居住スペースなど、各施設の使用想定を記載しており、支援を必要とする方に配慮した避難所開設・運営に役立つものとなっております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和4年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時33分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

令和4年3月24日

岩出市議会議長 福山 晴美

署名議員 増田 浩二

署名議員 梅田 哲也